

令和3年 3月 8日開会
令和3年 3月18日閉会
(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（3月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
5番 落合 祥二議員	6
2番 内山 昌晃議員	11
10番 高月 義夫議員	17
7番 西本 篤史議員	25
11番 神田 栄治議員	30
9番 國本 悦郎議員	35
議案第3号	42
議案第4号	42
議案第5号	42
議案第6号	42
議案第7号	42
議案第8号	42
議案第9号	42
議案第10号	42
議案第11号	42
議案第12号	42
議案第13号	43
議案第14号	43
議案第15号	43
議案第16号	43
議案第17号	43
議案第18号	43
議案第19号	43
散 会	50
署 名	51

第2号(3月18日)

議事日程	5 2
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 4
欠席議員	5 5
事務局出席職員職氏名	5 5
説明のため出席した者の職氏名	5 5
開 会	5 5
会議録署名議員の指名	5 5
議案第3号	5 5
議案第4号	5 5
議案第5号	5 5
議案第6号	5 5
議案第7号	5 5
議案第8号	5 6
議案第9号	5 6
議案第10号	5 6
議案第11号	5 6
議案第12号	5 6
議案第13号	5 6
議案第14号	5 6
議案第15号	5 7
議案第16号	5 7
議案第17号	5 7
議案第18号	5 7
議案第19号	5 7
議案第20号	6 0
議案第21号	6 1
議案第22号	6 1
議案第23号	6 2
議案第24号	6 2
閉会中の継続調査について(特定事件)	6 3
閉 会	6 4
署 名	6 5

田布施町告示第12号

令和3年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和3年2月25日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和3年3月8日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
伊村 渉議員	落合 祥二議員
谷村 善彦議員	西本 篤史議員
瀬石 公夫議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	神田 栄治議員
松田規久夫議員	

○3月18日に応招した議員

河内 賀寿議員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和3年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号
令和3年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第4号
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第5号
令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第6号
令和3年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第7号
令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第8号
令和2年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について
- 日程第11 議案第9号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第12 議案第10号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第11号
令和2年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第12号
令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第15 議案第13号
田布施町基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第16 議案第14号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号
田布施町地域活性化基金条例の廃止について

- 日程第 1 9 議案第 1 7 号
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 3 号
令和 3 年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第 6 議案第 4 号
令和 3 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 7 議案第 5 号
令和 3 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 6 号
令和 3 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第 7 号
令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 1 0 議案第 8 号
令和 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 9 号
令和 2 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号
令和 2 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号
令和 2 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号
令和 2 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号
田布施町基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号
田布施町地域活性化基金条例の廃止について

日程第 19 議案第 17 号

田布施町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 20 議案第 18 号

田布施町介護保険条例の一部改正について

日程第 21 議案第 19 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

出席議員（11名）

1 番	南 一成議員	2 番	内山 昌晃議員
4 番	伊村 渉議員	5 番	落合 祥二議員
6 番	谷村 善彦議員	7 番	西本 篤史議員
8 番	瀬石 公夫議員	9 番	國本 悦郎議員
10 番	高月 義夫議員	11 番	神田 栄治議員
12 番	松田規久夫議員		

欠席議員（1名）

3 番 河内 賀寿議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	福本 俊明君
		書記	有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君

町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	総務課主幹	堀 昌子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	健康保険課主幹	山本むつみ君
代表監査委員	常見 京平君		

午前9時00分開会
(ベル)

- 議長（松田規久夫議員） 令和3年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日、河内賀寿議員より遅刻届が提出されていますので報告します。
コロナウイルス感染防止のため、50分に1回10分間の休憩・換気を行いたいと思います。
一般質問がございますので、多少休憩・換気をする時間が前後するかと思います。御理解のほどよろしくお願ひします。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、伊村渉議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

- 議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月18日までの11日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

- 議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。
- 代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員とその前任の清神監査委員とともに実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。
令和2年12月、令和3年1月及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。
歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。
以上であります。
- 議長（松田規久夫議員） 次に、議長から報告いたします。
地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

- 議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。落合祥二議員。
- 議員（5番 落合 祥二議員） 新人議員として初めての一般質問で質問順位が1番です。よろしくお願いたします。

質問は全部で3件、質問形式は一問一答です。答弁はいずれも町長です。

まず、1番目の今後の町政運営についてです。

昨年のパワハラ問題はインターネットで拡散し炎上するなど、本町にとって前代未聞の不名誉な出来事となりました。このことは国内だけかと思ったら、遠く海を渡ったアメリカ、ロサンゼルスでも日本語テレビニュースで放送されたと聞きました。ネットの炎上は脅威としか言いようがありません。

一方、本年2月7日執行の町議会議員一般選挙においては、38年前の昭和58年から減少し続けてきた投票率が、今回は57.94%と4年前の一般選挙より1.75ポイント上昇しました。38年前から減少し続けてきた投票率が上昇したということは、それだけ町民の関心が強かったということを示していると思います。このことは、今の町の状況を変えてほしいという町民の期待が寄せられた結果だと思っています。実際、選挙戦においても町民からそうした声があったのも事実です。他の新人議員からも同様のことを聞いています。

さて、本題ですが、昨年9月18日の前議会の人事調査特別委員会の調査報告を受けて、町長は次の3つ、1番目、職員のコンプライアンス行動指針の作成。2番、公益通報者保護制度の構築。3番、ハラスメント防止要綱の見直し、をできるだけ早期に実施できるよう責任を持って努めると約束されました。

どのようなスケジュールで作成、構築、見直しをされるのですか。また、職員への周知はどのようにされるのですか。そして田布施町のイメージをどのようにして回復されるのですか。

以上を質問いたします。

- 議長（松田規久夫議員） 東町長。
- 町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

職員のコンプライアンス行動指針の作成、公益通報者保護制度の構築、ハラスメント防止要綱の見直しにつきましては、既に策定いたしておりますので、今議会の最終日の全員協議会で御説明させていただきます。

概要につきましては、1点目の田布施町職員のコンプライアンス行動指針は6つの目標を掲げております。

- 1つに、適正な職務の遂行と公務員倫理の徹底。
- 2つに、情報の適正管理。
- 3つ目に、交通法規、マナーの遵守。
- 4点目に、事務処理、対応ミス等の防止。
- 5つ目に、接遇の向上。
- 6つ目に、良好な職場環境の確保でございます。

この行動指針の具体策として、法令等の遵守、住民サービスの向上、良好な職場環境の確保の3つに大別して12の重点項目を定めております。

次に、2つ目の田布施町職員等公益通報制度実施要綱についてでございますが、公益通報者保護法は、公益通報者を保護し、公益通報を通じて、国民の生命、身体、財産その他の利益保護に関わる法令の遵守を実現することを目的とした法律で、公益通報者保護法で通報の対象となる法律は、令和3年2月1日現在474本の法律が対象となっております。

また、令和2年6月12日に公布されました公益通報者保護法の一部を改正する法律は、公布の日から2年を超えない範囲内において施行されることとなっており、現在、国では、令和3年に指針や各種ガイドラインの策定が行われる予定で、これから示されるものもあるというふうに聞いております。

すが、現時点で町として把握できるものを基に町の実施要綱を作成しておりますので、今後、新たに国の情報が出てきた際には改正をしようというふうを考えております。

そうした中、本町の実施要綱は、田布施町及び田布施町職員についての法令違反等に関する職員からの通報を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応等の手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、田布施町の法令遵守等を確保することを目的といたしております。

通報の窓口は、内部窓口を総務課、外部窓口を山口市の弁護士に依頼しており、最後の打合せを今月中に行うということにいたしております。

最後に、ハラスメント防止要綱についてでございます。令和2年6月より職場におけるハラスメント防止対策が強化され、ハラスメント防止の措置が事業主の義務となっております。また、職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児等に関するハラスメントについては、雇用管理上の措置を講じることが既に義務づけられております。そのため、平成30年9月に策定しました田布施町職員ハラスメント防止に関する要領を田布施町職員のハラスメント等の防止に関する要綱及び田布施町職員のハラスメント防止等に関する指針として整備を行いました。

また、ハラスメント防止のための基本指針を3つ策定しております。1つ目は、ハラスメントの被害者への配慮及びハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、全ての職員の個人としての尊厳が尊重され、快適に働くことができる職場環境を確保する。2つ目は、ハラスメントのない、また全ての職員が互いに尊重し合える安全で良好な職場づくりに取り組んでいく。3つ目は、差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど個人の尊厳を損なう行為を行わないことなどとしております。

職員への周知につきましては、課長会議や内部情報系への掲載、並びに4月以降には職員研修を実施し、周知していきたいと考えております。

最後に、田布施町のイメージの回復についてでございますが、こうした制度や指針等、地道に確実に実行するための研修や評価も行い、必要に応じて見直しも適切に行いたいと思っております。そして、今回策定します第6次町総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略等の各種施策を住民の目線に立った中で展開するとともに、住民の皆様の御意見も拝聴しながら、信頼回復に努めていきたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 一応、今の答弁をお聞きしますと、作成しておられるということで、最終日の全員協議会で説明をされるというふうに言われたと思っております。ただ、いろいろ今後、法改正、いろいろ変更というのか国の方針等の変更等があるので、その辺は見直されるんだろうというふうに思いますが、私が思いますのに、町長の答弁にもありましたけども、信頼を回復するということに関しましては、町民の目線に立って、町民と人間関係を築き、地域とつながる、そういうことから、町民の信頼を得るということから、今あるイメージの回復につながっていくんじゃないかないうふうに思っております。コロナ後をもっと希望のある田布施町にしていきたいというふうに思っておりますし、私もそのためには協力もしたいと思っております。

もう一つは、ただそういったものをつくるだけではなくて、やはり評価とかいろいろ、町長の答弁にもございましたけども、実行力を伴う制度でないと効果はないと思っておりますので、二度と先ほどのネットでの炎上等、二度と起こってはならないことですので、徹底を求めたいというふうに思っております。

今、町長の答弁で一応その辺の方針というのは分かりましたので、続きまして、次の2番目の質問に移らせていただきます。

町内全域への光ファイバー網の整備についてです。

光ファイバー網が整備されると通信速度が速くなり、通信が安定し、使い放題などインターネット環境が大きく改善されます。また、テレワーク、オンライン授業などの映像通信や、また冷蔵庫やエ

エアコンなどの遠隔操作など様々なサービスも快適に使えるようになります。

町民は早期の整備を望んでいます。

そこで、次の4点を質問いたします。

1つ、現時点で町内の整備状況はどうなっていますか。

2番、まだ未整備地区がありますが、いつになったら整備されるのですか。

3番、ぽつんと1軒家でも整備されるのですか。これは民間が光ファイバー引くときに、5軒以上集まらないと引かないというようなことが当時あったので、それを覚えていて不安に思っている町民がおられるからお聞きするわけですけども。

それと4番目に、当時の計画で除かれている離島馬島はどうされるのですかということです。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、NTT西日本を事業者として国の高度無線環境整備推進事業を利用して整備を進めております。町内のほとんどの地域では既に利用がされておりますが、一部地域で整備ができないということで困っておりました。しかしながら、そういった地域につきましても、当初は今年と来年2か年間で計画を予定しておりましたが、地方創生臨時交付金を活用し、来年度事業に予定した地域も前倒しした形で事業が交付決定されたことで、令和3年度に予定していた地区も既に工事に着手しております。

現在の整備状況でございますが、令和2年で整備できなかった竹尾、真殿、大国木、中西の上田布施エリア、そして、小行司、大波野上、大波野中の大波野エリアでは既に工事が終わり、この2月26日よりサービスをNTT西日本が受け付けられております。

令和3年度に前倒しした周辺部分幾つかでございますが、既に工事が進んでおりますので、12月にはサービスが開始可能と見込んでおります。

御質問でございます、いわゆるぽつんと1軒家でも整備されるのかという御質問でございますが、既に電話線が引かれているお宅であれば整備されると聞いております。

一方、人里離れて新たにぽつんと1軒家的なものを新たに建築したいとされる場合には事業者の方と協議が必要だというふうに考えております。

最後に、馬島についてでございますが、これまで離島では光ファイバー網の海底敷設などに多額の事業費がかかることなどから、全国的に進んでおりませんでしたので、様々な機会を通じ、離島への支援を国等に要望してまいりました。

また、この2月4日には、地方3団体共同でデジタル社会の実現に向けた光ファイバー網の整備促進に関する緊急提言を提出しております。

本町としては、第6次田布施町総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲載しており、今後、どのような形で離島への光ファイバー網を整備していくことができるのか、他の市町とも連携して調査研究してまいります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 国の支援制度もあって、この、3年度分も早めに取り組んでいるということでございます。ぽつんと1軒家でも、今、実際ある家であれば、電話線が引いてあれば、引けるということですので、そういった町民から問合せがあった方にはそういうふうにお答えしていきたいというふうに思っております。

ところで、今の馬島のことですけれども、今の回答を見ますと調査研究していくということでございますが、具体的にはどうなるのかというのはまだはっきりしないんですかね。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 馬島については、条件不利地域といたしまして、全国離島でございま

すけれども、その全国の離島の整備率というのは大体63%と言われております。先ほど、町長からちょっと答弁ありましたけど、これまで国や関係機関にも要望を出しておりますし、町3団体でも緊急提言を出させていただいております。国では、この令和2年度の第3次補正において予算案の増額をされております。こういった地域で、こういった条件で支援されていくのか、いつ頃になるかというのは不明な点が多いわけですので、今後、国の動向を注視していきたいというふうに思っています。ただ、整備の方法についても、先ほど、町長答弁ございましたけど、以前は私、無線で飛ばすとか海底ケーブルというお話ししましたが、今、災害時のネットワークの強靱化というふうにも言われておりますので、海底ケーブルを敷設するという方向で国も推奨されておりますので、そういう形で整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 馬島については、そういったことで海底ケーブルとか無線とか、今、海底ケーブルが一つの案だということでございますが、馬島には御存じのとおり、のんびらんど・うましまがあります。また、民間の貸別荘もございます。そういった中で、馬島で産業的にも今の町の施設としても利用できることがいろいろあるかと思っておりますので、その辺はとにかく、頑張ってください、とにかく引ける方向で前向きな検討といたしますか、調査、研究をして引くようにしていただきたいというふうに思っております。

そしたら次に、3番目の太陽光発電施設の設置等に関する指導です。再生エネルギー導入が全国的に拡大する一方で、景観や自然環境への影響、安全に対する不安などから近隣住民と事業者との間でトラブルとなる事案が発生しています。こうした中、田布施町太陽光発電施設の設置・管理に関する要綱が制定され、昨年7月1日から施行されています。

そこで、次の4点を質問いたします。

1つ、現時点までに要綱第8条規定の届出は何件あるのですか。

2、届出をしない事業者はいますか。

3、要綱第11条規定の国等への情報提供をしたことがありますか。

4番、制度はうまく機能していますか。

3番については、まあそういうふうに、要項に基づいて言うことを聞かない事業者等を国への情報提供するという意味で質問しました。

ちょっと後先になって申し訳ありませんが、以上、回答をよろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

太陽光発電につきましては、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度が創設されて以来、事業者、電気事業者による、太陽光発電の施設設置は拡大の一途をたどってまいりました。

一方で、制度創設により、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力を維持するための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している側面もございます。

こうした問題に対応するため、県内でもほとんど策定をされておりませんが、本町では県内でもほかの市町にさきがけ、町内の太陽光発電設備の適正な設置・管理について、設置区域の近隣に住まれる方々の生活環境や自然環境の保全、良好な景観の形成等を図ることを目的として、事業者等の責務等を決めた田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱を令和2年7月に施行したところでございます。

届出の件数でございますが、この3月1日現在で44件の届出がされております。また、届出がない、未届といったケースは現在のところはございません。

また、町の要綱では、事業者等が要綱に定める義務を履行しないと認めるものは、必要な法令等の

手続が適正に行われていないものとみなし、国等へ、その状況や情報を提供すると定めておりますが、これまでそうしたケースはございません。

この要綱の運用に当たっては、環境係において、現地確認や近隣に住まれる方を訪問して聞き取り等を実施し、問題があれば事業者等への連絡や確認を行っており、事業者と住民との間の合意形成、適切な設置管理について、有効に機能していると現時点では認識いたしております。

今後も国の制度の改正等を注視しながら、要綱の趣旨に沿って太陽光発電設備の適切な設置管理がなされるよう努めてまいります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今、届出件数が44件ということでございますけども、麻郷の郵便局からずっと188号線に向かう道の、側の、平田川ですかね、その反対側のほう、結構太陽光発電ができています。それは、ちゃんと届出もしていらっしやるんでしょうし、またその届出と併せて、農業委員会の農地転用等もリンクしてやっぴらっしやるということで、その辺はそうなんですけども、その中でどうしてもね、漏れるというか、よく、まあ実際それは手続がされたんでしょうけども、まあ一つの例として、私が聞いた話ですけども、ある町民のAさんの自宅近くの空き地に600平米くらいの原野があったわけですね。その原野は田布施町内に住んでいる方が持っておられたんですけども、亡くなられて相続をされた。その相続をされた方は県外の方で、県外の方は当然田布施町に関係のある方なんで、その辺の管理のことも考えて、そういう太陽光の業者Bに一応売買して、ちゃんと周りの方とのトラブルにならないように、ちゃんとしてくださいよ、というふうにお伝えしたんですけども、今ある町民Aさんから言えば、その原野は全然草刈ってないし、そういった業者からの問合せも説明も何もない。そういう状態の中で、自分としては、もうこのまま太陽光発電所ができたらまた草は刈らないし、そのまま環境、美観そういったものに大変不安があるということで、結果的にはそのAさんはその原野を、まだ登記とかそういうことまで進んでなかったんで、600平米を自分のお金で元の所有者から、今でいう県外の所有者から直接購入されたそうです。そうして自分の環境を守ったと。まだ購入まで至っていないんですけど、そういう手続を今取っているというふうに聞いています。ですから当然、今、町長の答弁の中にあつたように、環境係も現地に確認や近隣に住まれる方を訪問して、聞き取り等を実施していらっしやると思うんですけども、どうしてもそういう中で、漏れるって言うたらあれじゃけど、この事案が、この要綱のできる前のあれなんかちょっと分かりませんが、そういうことで、ぜひ、よその市町村ネットで調べても、田布施町にはちゃんとしたそういったのが出ますけども、よそは近隣見るのにそういった要綱とかそういった条例がないのが実情です。県内でも、私が見ても宇部と山口市くらいだったんじゃないかなと思うんですけども、まあそれはそれで、今、平生町のほう見てもたくさん太陽光が建っていますが、地元の方が設置して、ちゃんと管理されるんならまだしも、その土地が、業者が設置してそれをまた投資目的で第三者に売りますね。そしたら売った方がまた県外の方であつた場合にその管理までなかなかいかないっていうのが実際あるわけで、その辺はいろいろ、今後そういったケースも含めて、要綱ではありますけども、そういった問題が起こらないような対策ということを考えていただいたら、よそに先立つてつくった要綱ですのでいろいろあるかと思っておりますけども、検証しながら、より内容のあるものにしていただけたらと思います。

答弁をお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この太陽光の設置は、認可権限を国が持っております。各都道府県市町村が持って指導等ができる限界があつて、近隣市町でもこういった届出制度がないような状態でございます。大きなものは県が認可しておりますけども、こういったものをFIT法という法律ができて、そういった問題点を解決するときにとということがございましたので、本町の設置しております要綱もこの国が定めるFIT法、設置に関するときにこういった問題をクリアしていただきたいというものを明

確にしようということで、それに基づいて町の要綱をつくっておりますので、親元をたどれば国のFIT法の設置に関する際の規制でございます。議員おっしゃいますように、設置のときはそうなんです、実際設置されて所有権がまた変わったり、事業主が変わったりされたときの対応というのは国の状況を見ましても、そういったトラブルなり問題が発生してきて、また、具体的に法律のほうで対応していくというような状態になっておりますので、国の対応等も変わってまいりますので、町の今届出制度を主に運用しておりますけれども、今後、国のそういった方針に沿って、町の要綱も改正をしていきたい、適切な管理ができるようにということでやってまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 了解いたしました。そういった意味で、住民の視点に立って、住民の、いろいろ法的な制約というのは当然、私も元職員でしたから分かりますので、そこはそこでちゃんと考えていかなきゃいけないと思いますが、国のほうにおいても今、特にメガソーラーなんかがあるんですけども、国のほうでも、そういったトラブル防止というのも考えているような情報もありますので、ぜひそういった形で、景観とか今のような状況を住民にとって解消できるような形で対応をしていただいたらというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 1時間のローテーション、少し長くなるかは分かりませんが、高月議員の質問は40分かかりそうですので、内山昌晃議員の一般質問をお願いします。

どうぞ。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 新人の内山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、第1問でございます。

町の目指す未来を問う、ということでございます。

今議会を経て、第6次総合計画が策定されます。総合計画は、まちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期展望を持った、計画的かつ効率的な行政運営の指針が盛り込まれます。

基本構想では、町を目指す将来像、将来の目標を設定し、基本計画は基本構想において設定した町の目標を実現するために、必要な施策を明確にするものであります。

今回は5年という期間で作成されていますが、町としてどのような目標を掲げ、何を目指していくのか。また、特に重点的に実施していく施策は何か、お尋ねをいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

このたび策定した第6次田布施町総合計画は、議員の御質問にもあるように町の最上位の計画であり、この計画を基に、しっかり各施策に取り組んでいく必要がございます。

第6次総合計画で掲げた将来目標を「笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施」、そしてサブタイトルを「いのち育み 未来へつなぐ」と定めて、少子高齢化の進展する中、まちの未来を担う子供たちに対して、変わらないふるさと田布施のよさを残していくために、何を行っていくのか。

また、町民の皆様が住み慣れた地域で、健康で生き生き暮らし、幸せが実感できる明日の田布施を創っていくために何ができるのか、継承と改革の信念を持って、将来に向かって確かな施策となるように、よく内容を検討し、計画に位置づけ、実行してまいりたいと考えております。

これまでの第5次総合計画では、6つの基本目標を定めておりましたが、出生数の減少等、少子化の進展が想定以上に早く進んでおり、より積極的に取り組むため子育てに関する施策について、新た

に独立した基本目標として掲げ、7つの基本目標を整理し、それぞれの目標の内容を検討した上で、新たに掲げております。

それら、それぞれの基本目標を基に、基本計画においても、施策の内容の見直しを行い、改めて検討した上で計画を定めております。

また、計画期間につきましても、これまで10年間を基本とした長期の計画として決めておりましたが、時代の潮流、トレンドも大きく変化しており、社会経済情勢の急激な変化に的確に柔軟に対応できる計画として、5年計画といたしております。

議員の御質問にある、特に重点的に実施する施策はとのことですが、人口減少が続く中で、変わらないふるさと田布施のよさを残していくために、子供から高齢者まで全ての住民が、住み慣れた地域で健康で生き生き暮らし、幸せが実感できるまちを目指す必要があると考えており、そうした点では7つの基本目標、この中には42の施策、123の取り組みの全てがそろっていて、それらが全て連動して推進していくことが望ましいと考えています。

特に、私としては、子育てや支え合い、にぎわいといった点で気を配っていきたいと考えており、今後も町民の皆様と、議会と一緒に頑張って着実に実行していく、まちづくりができればと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ただいま御答弁いただきましたけど、子供から高齢者まで、全ての町民が全参加でということ、それから未来を担う子供たちのために、変わらないふるさと田布施のよさを残すと、大変すばらしい目標であり着目点だと思います。

それでは、ちょっと本題に入る前に、一つお尋ねしたいことがございます。

令和2年度の当初予算では、総合計画策定の委託費として800万円程度予算措置をされていますが、実際、委託料は幾らかかりましたのでしょうか。

それと、ほかの担当部署についても計画策定について、当初予算書を確認しましたが、委託料を組んでおられる部署がございません。単純に計画策定をしていないのか、それとも職員が手作りをしたのかということの、どちらかだと思います。職員が手作りをしたということであれば、なぜ総合計画だけ職員の手作りではなく、外部に委託をされたのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） お二方手を挙げておられますが、町長、よろしく申し上げます。

○町長（東 浩二君） 細かい幾らというのは、まだ確定しておりませんので、担当課長のほうから現状をお話ししたいと思います。総合計画につきましては、手作りでやっていくという方法も考えました。

しかしながら、これだけ社会経済情勢が大きく進化していく中で、町の職員だけで、井の中のカワズで考えたものというのは限界がございますので、情報をできるだけ多く収集したいという気持ちがございます。

ですから、策定を委託して任せるというのじゃなくて、そういうアイデアとかいろんな情報を確実に早くつかみたいと、特にコロナのような状況でなかなか委員会も開催できない、他市町村に行ってお聞きすることもなかなかできないという、市町村同士がなかなか厳しい状態にございましたので、専門家の全国の先進事例を参考にさせていく中で、詮索をしていきたいという思いがございましたので、ほかの計画は、まあほとんど職員が手作りでやったものが、ほとんどでございます。

見直し改定等、いろんなものがたくさんございましたけども、総合計画は議員おっしゃいますように、町の最上位計画でございますので、5年間のコンセプトをしっかりとやっていくということで、委託という形を今回も対応させていただきました。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今回の委託については、町長答弁そのとおりでございます。

また、先ほど町長もちょっと言いましたけど、庁内の職員だけでは、どうしても見えてこないものというのが、それは委託によって様々な角度から、意見またアドバイスをいただけたと思っておりますし、そういった成果としては、施策の内容、分析などが充実できたと思っております。

委託料に関しては、800万円ぐらいの予算を組みましたが、今契約上、710万円ぐらいだったと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 事情はよく分かりました。せっかく710万円もの経費を使っておられますので、その対価に見合わせるためにも、ぜひこの計画が実効性があり、実り多きものとなるように切に希望いたします。

それでは、本題に入ります。この場では、個別の小さい計画については質問はいたしません、マクロな視点に立って全体的なことについて、お伺いをしたいと思います。

町長が、先ほどおっしゃられました目標達成するため、基本計画の施策に基づいて、個別の実施計画を担当部署において作成されると思います。その実施体制や運用方法、そして今後5年間、この計画を、どのようにブラッシュアップしていくのかということをお伺いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 基本的には、一番基となる実施計画が予算と連動しておりますので、今回、議決いただきます基本構想、基本計画というのは、あくまでプランでございます。

それを実際の予算と組み合わせて、施策に盛り合わせていくには、実施計画が必要となります。それは、決算もそうですけども、予算をつくる際に、総合計画との計画性の連動と申しましょうか、そうしたものがちゃんと見つめられるようにということで、特に、私としては先ほどから申し上げております、人口問題、にぎわいとかそういった高齢者の支え合い、そういったものについては、副町長を中心にいろんなプロジェクトとか、チームをつくってやっておりますので、本町の場合、部制度でございませぬので、担当課というのは、基本的なラインで皆仕事をしますんで、少し横の連動性も取って、基本計画でも今ございますように、子育てにつきましては4つぐらいの課が連動して行うということになってきますので、そういったチームとプロジェクトを十分充実させて、計画を実行していきたいと今考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 計画を実施される上で、当然、その何と申しますか、なかなか困難なことがあったりとか、思うような成果が得られないということがあると思えます。

で、そういう反省というか、どのようにしてやっていくかというようなことを、当然、協議をするというかPDCAサイクルと申しますか、そういうのをやっていかなければ、計画がうまくいかないというふうに思いますが、PDCAサイクルについての流れというのは考えておられますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） （ ）とか支え合い、にぎわいといったものについて、実施計画、総合戦略、アクションプランで、毎年そのPDCAサイクル行っているわけですけど、効果が見込まれるそういう施策については、工夫と改善をしていきながら、息長くやっていくべきだと思っております。

また、議員言われるように、そういう町民の意見を聞く場として、次の年度の施策に反映してほしいというような意見だと思えますが、検討委員会の中で回数を増やしていくというのは、できるだけと思えますが、委員長とか委員会へお諮りしていかないといけないことだと思っております。

そういう中で、委員会形式がいいのかとか、意見が言いやすいような個別の部会形式がいいのかということも含めて、その在り方についても、ちょっと前向きには検討していきたいというふうに思っ

ています。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 今申されました検討委員会というのは、総合計画を策定をした検討委員会ということで、よろしいでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） はい、そのとおりでございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） そうすると、その検討委員の皆さんが、これからこの向こう5年間にわたりまして、その施策の実施状況というかそういうのを、またチェックなどをしていくということで、よろしいですかね。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 田布施町、先ほど言いましたけど、基本目標を掲げている、それを具現化するための施策、具体的な取り組みについて、検討委員会でもやっていきますし、総合戦略で言えば69の施策、今展開しております。

そういうことを、一つ一つP D C Aで見直ししながら、また町の職員ではK P Iの評価とか取組状況、今後の方向性も含めて役所の中でもやっていきますし、検討委員会の中でも御協議していきながら、見直しも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

ぜひとも、その検討委員会で検討された事項については、町民の皆さんがどういうことを検討したかというのが分かるように、その透明化をしていただいて、やっていただいたらというふうに思っております。

それと、その開催の回数なんですけど、何回ぐらいされる、おつもりですか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほどちょっと答弁で申しましたけど、今、実施計画については、年1回やっておりますし、総合戦略については、これも年1回職員にK P Iの評価・取り組み・方向性をヒアリングをしております。それをもって検討委員会にお諮りして、見直し等させていただいて、最終的に議会報告まで行っているところでございます。

回数については、6月以降の検討委員会を先ほど言いましたが、どういう形でやるかというのも考えながら、増やしていければなというふうに思っております。

先ほど議員言われました、公開についてなんですけど、検討委員会ちょっと公開をするというふうな要綱等にもなっておりませんし、公開するとなると委員会、委員長の御承認等も必要でございますので、またそういうところは、検討させていただいたらというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） すいません。ちょっとしつこくいろいろ聞くようなんですけど、実際に検討委員の方にお話を聞いておりますが、やはり総合計画というのは膨大な計画で、なかなか年1回のそういう場では、物事の本質がつかめないとか、時間もないし、何をどう協議したらいいか分からないと、たくさん聞いております。ですので、年1回の開催ではなく複数回を開催していただき、その協議をもっと煮詰めていく方向で、御検討いただいたらというふうに思います。

それと、施策を転換したり、いろいろこうレベルアップしていく上で、予算等絡みますので、できれば予算決定する12月までに、年内に複数回を開催していただいて、次年度の予算につなげるというふうな方向で、前向きに御検討いただいたらというふうに思います。

最後になりますけど、目標達成するためには、様々な障害や困難が多々あるかと思っております。です

ので、行政、町民、企業そして我々議員も、同じ目標に向かって歩いていくことが大切であるというふうに私は思います。

ぜひとも、行政の皆様には、これまで以上に、十二分に力を発揮していただくよう、期待をいたしまして、1問目の質問を終わります。

続けてよろしいですかね。それでは、2つ目の質問です。

人に優しいまちづくりについて、ということでございます。

最近、主要交差点においては歩車分離式の信号機の設置、また、狭い道路を拡幅し、歩道を設置するなど歩行者の安全を配慮した優しさが目につきます。今後も子供、高齢者、障害者等に配慮した、人に優しいまちづくりを継続していただきたいと思っております。

そこで、1、公共施設、公共トイレ等のバリアフリー化の今後の計画について。

2、幅員確保、段差解消、誘導ブロック設置等による、さらなる歩道整備についての今後の計画。

3、音の出る視覚障害者用信号機、照明灯付標識の設置等による、交通安全施設の整備についての今後の計画。

4、これは田布施駅の関係でございますけど、田布施駅ではホームと電車間の段差が大きく、高齢者や障害者にとって、乗車が非常に困難な状況となっております。

また、ホーム間を往来する陸橋については急勾配の上、踏板の幅も狭く、昇降が困難な状況であります。

これらを踏まえた上で、段差解消やエレベーターの設置について、J Rとの協議の状況。

以上4点について、町の考えをお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の公共施設、公共トイレ等のバリアフリー化の今後の計画についてでございます。これまで、町では、各公共施設に多目的トイレの整備を行い、現在、公共施設のトイレの洋式化に取り組んでおります。

また、エレベーターにつきましても、本庁舎耐震改修工事の際に整備いたしました。来年度には中学校の校舎に新たに整備し、併せて校舎と体育館をつなぐ通路のスロープ改修工事や、段差解消リフトを設置することといたしております。

その後の計画は、現在建設予定の中央地域防災センターや、麻里府公民館の移転の際に、バリアフリー化を念頭に計画を進め、その他公民館等につきましても、改修工事の際に、適切に対応してまいりたいと考えております。

次、2点目の歩道の整備については、通学路を中心に現在整備をしており、特に歩道の設置の要望の高かった豆尾第一踏切の拡幅について、多額の経費が必要となり、J Rの了解も必要となることから、長年、協議を進めておりましたが、幸いにも、今回、J R西日本と協議が成立いたしまして、取り組みができるという見込みが立っております。

この踏切の拡幅の際は、併せて、田布施駅から豆尾踏切までの町道駅南線及び踏切から田布施農工高校までの町道上定井出線約50メートルの歩道設置を含めた道路改良工事も計画をいたしております。

その他、町道では上ゲ西線、県道では、波野、下田布施、麻郷地区で、現在、整備を行っております。また、国道188号線では鳥越付近の交差点改良の際に、歩道、自転車道の整備が予定をされております。

3点目の交通安全施設の整備についてですが、信号機につきましては公安委員会が設置しますので、柳井警察署に確認したところ、視覚障害者用信号機は、管内177基の内、柳井市にあります1基のみでございます。

標識につきましては、国道、県道、町道、各道路管理者や公安委員会がおのおの設置いたしますの

で、照明灯付標識がどれだけあるか、現在、町では把握はできておりません。

最後に、田布施駅での段差解消やエレベーターの設置についてでございます。

議員御指摘のように、ホームと電車間の段差や陸橋の勾配などが高齢者や障害者にとって利用しにくい、また、支障があると聞いております。

現状は、エレベーターのない駅などで、車椅子で陸橋等の階段を上る際には、JRのからだの不自由な方へのサポートダイヤルに事前に連絡していただきますと、スムーズに駅員がお手伝いするというふうに聞いております。

しかしながら、田布施駅には7時15分から19時30分までの間に、また常駐の係員は1名しかおらず、時間帯によっては無人となる時間帯も多くございます。事前予約がない突然の対応は、こうしたこともあり、困難な場合もあると聞いております。

この、まず段差解消につきましては、数年前からJRに要望はいたしております。また、エレベーターについては、近隣の自治体で設置が進んでおり、JRとも検討してみたいと現時点で考えております。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、田布施町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、不当な差別取扱いを禁止するとともに、社会的障害の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことなどを定めております。

また、障害のある方への配慮や、ちょっとしたお手伝いを必要とする運動である「あいサポート運動」の職員研修を実施するとともに、「あいサポート運動」の普及を啓発する団体として、昨年12月に県知事より認定を受けております。

今回の定例会に議案上程しております、先ほどから御質問のございます第6次田布施町総合計画では、共に支え合うまちづくりの推進を施策として掲載しておりますので、引き続き、議員御提案の人にやさしいまちづくりを継続していきたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） まず、1点目の公共施設等のバリアフリー化についてでございますけど、答弁を聞けば、計画的に進められているということで、今後もその計画に沿って、粛々とバリアフリー化に向けて行っていただけたらというふうに思っております。

それから、2番目、歩道整備についてでございます。念願の豆尾踏切の改修がめどがつくというか、実現しそうだということで、これについても引き続き、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それとこれは、住民の方からよく聞く話なんですけど、新川のところ、役場から高塔に向かう道、新川の町道新川・旭線というところだと思うんですけど、道が狭いところがございまして、一部、車を退避する場所があつて、辛うじて、そこで離合ができるというところがございます。

この道路については、通学路にもなっておりまして、それから交通量も多く大変危険な箇所であるということで、これについては、早期の実現に向けて、ぜひとも、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、3番目です。音の出る信号機というところなんですけど、管内1か所設置されておりましたけど、どこに設置されていますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 柳井管内であれば、柳井市役所の大畠出張所のちょっと先のところが、その信号機になります。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 分かりました。この音の出る信号機というのも、こちらも視覚障害のある方から、私、お話を聞いたんですけど、今、歩車分離式の信号機が、町内増設をされて3か所ですかね、砂田の交差点を入れると4か所ですか、4か所ほど設置をされているということで、これ

はもう大変歩行者のことを考えた大変すばらしいことだというふうに思っております。

で、逆に、今度、視覚障害のある方が、その横断歩道を渡るタイミングが分からなくて、いつ渡っていいのかという、これ本当、切な願いをちょっと私も聞いたもんですから、この場で出させていたでいておるんですけど、ぜひ、このせっかく人に優しいという言葉がありますので、この音の出る装置については、ちょっと前向きに考えていただいて、公安委員会なり働きかけを行っていただいたらというふうに思っております。

では、次が4番目の駅の関係なんですけど、この陸橋については、もう皆さんも体験されたら分かると思いますけど、階段が急勾配で元気な私とかも、なかなか上り下りするのが、非常に困難な箇所であるということがございます。

それと、ホームから電車に乗るときの段差なんですけど、これも意外と乗ってみると、よく見てみると、高齢者の方とか見ると手すりをこう持って、よいしょというふうに乗られるということ、こちらは大変危険なところとか、そういうところがございますので、こちら、ぜひですね、豆尾踏切の件もありますので、JRとこれまで以上に連携をしていただいて、可能ならばではないですけど、ぜひとも実現をしていただいたらというふうに思っております。

ちなみに、柳井駅から徳山駅の間、ホームの段差が解消されているのは、柳井、下松、徳山の3駅です。

ぜひとも、次の4番目の優しいまちということで、田布施も仲間に入れてもらうというところで、お願いをしたいというふうに思っております。

それでは、もう最後になりますけど、先ほど町長からもありましたが、社会的障壁の除去ということと言われたと思います。私たちにとっては普段何げないことでも、子供や高齢者、障害者の立場になって考えてみると、現状がいかに人に優しくないということが、私常々実感しております。今回は、町民の皆様とお話をさせていただいて、こういうことが不便だ、危険だということを、質問させていただきました。

町民の皆様の要望が一つでも多く実現できるよう、よろしく願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員、質問終わりと言われましたが、JRの階段とか音の出る信号機の要望とか、あるいは新川地区の道路の拡幅とか言われましたが、どういうふうな取り組みを行政のほうにしてもらえるかというあたり、聞かれなくていいですか。終わって。

○議員（2番 内山 昌晃議員） あの一応、今回は初ということで投げかけを行いまして、これから3か月ごとに議会が開催されますので、その都度、進捗状況など、お尋ねをしていったらというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 分かりました。以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩とします。少し時間をオーバーしましたんで、休憩もちょっと長めにして、あの時計で25分まで、10時25分まで休憩したいと思います。

午前10時10分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、質問を始めさせていただきます。

今回の町議選で多くの方々からの信託を得て初当選させていただきました高月でございます。今後4年間の町の発展を考えて公約として訴えてきた「ともにまちの未来を描き実現に向け協働して取り組むこと」を実現するために最善を尽くす所存ではありますが、まずその方向性を決める具体的な提言をさせていただきたいと思い、質問に立ちました。

それでは、通告に基づきまして4問ほど質問をさせていただきます。質問方式は一問一答でお願いいたします。答弁は4問とも東町長にお願いいたします。

まず初めに、私の公約の一つである、次の世代を担う子供たちが郷土に希望と誇りを持てるまちづくりについてです。

昨年、私の母校熊毛南高等学校の1年生の熟議の授業に参加する機会をいただきました。テーマは「帰りたいふるさと」でした。熟議の事前協議の中で「10年後も地元で自分が住んでいると思う人」との問いに、誰も手が挙がりませんでした。正直ショックでした。

また、熟議の中で「帰りたいふるさととなるにはどのように変わればよいか」との問いかけに様々な夢や考えは出りますが、その後「町には金がないけえ無理だよ」という言葉が聞こえてきました。その言葉を聞いてはっとしました。

子供たちに金がないから諦めるように教え込んだのが私たち大人なのだと。「ここを直してほしい」「もう少しここを変えてほしい」というところが、「予算がないから我慢してね」「すぐにはできませんよ」そんな言葉で諦めさせていたのではないかと、深く考えさせられました。

限られた予算をいかに有効に必要なところに届くよう無理・無駄を省いて、町民が「田布施に住んで楽しいよね、すてきだね」と言ってもらえるまちづくりに謙虚に取り組んでまいりたいと思います。

子供たちが日々成長し、やがて町を巣立って行く多くも、町のためにはもう一度帰ってきてほしい、子供たちが自分の夢を描き、いつかその夢の実現へ向け志を果たしに帰ってきてもらえるよう、誇れる町を目指して頑張らせていただきます。

そこで質問です。東町長のふるさと田布施の未来像についてお伺いいたします。

10年後の田布施はどのような町になっていますか。どのような町になってほしいと思われませんか。町長、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ふるさと田布施の将来像についてについてお答えいたします。

関連いたしますが、次の御質問の田布施町総合計画の中で、町として目指す将来像を「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」、そしてサブタイトルとして「～命育み未来につなぐ～」と定めさせていただいております。

これは、美しく豊かな自然環境の下、みんなの笑顔と活力でにぎわいをつくり出すとともに、誰もが住み慣れたこのふるさと田布施で将来にわたり生活することができるよう、みんなの力をつなげていくことを目指そうとするものでございます。

議員から私のふるさと田布施の将来像、未来像はというお尋ねでございますので、田布施町総合計画の目指す将来像に少しつけ加えさせていただきます。

たとえ、人口が少なくなっていく中でもお互いの支え合いの中で、安心して暮らせ、多様な人材を育成していく中で、楽しくにぎやかで幸せを実感できる町ができればいいなというふうに思っております。

そのためには、次代を担う子供たちに変わらないふるさと田布施のよさを残していくとともに、議員が言われる子供たちが郷土に希望と誇りを持てるまちづくりが大切になると考えております。

また、10年後はどのような町になってほしいかとお尋ねでございますが、この2月末の田布施町の人口は1万4,967人、1万5,000人を切ってまいりました。しかし、田布施町が誕生した昭和30年の人口が1万6,900人でありましたので、ほかの町に比べ人口減少は比較的少ない町だということでございました。

しかしながら、今回策定する人口ビジョンでは、今後急激に人口減少が進むと予測されております。できれば10年後も人口減少に少しでも歯止めがかかり、10年後もこれまで同様町民の皆様が住み慣れた地域で健康で生き生き暮らせ、楽しく幸せが実感できるよう明日の田布施を創っていくことが私の使命というふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

しっかりとした夢を持って今後やっていかなければいけないと私自身も思っております。それぞれ夢が実現できるようなまちづくり、また子供たちが本当に「楽しいね、すてきだね」と言ってもらえるようなまちづくり、共にしっかりと当たっていきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

第6次田布施町総合計画についてに行かせていただきます。

第5次田布施町総合計画は、本年度終わりを迎えます。昨年行われた住民アンケートを踏まえ、第6次総合計画が策定されました。将来像として「いのち育み未来へとつなぐ～笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」、それに続く7つの基本目標が挙げられています。

第6次田布施町総合計画は、町政の基本方針として町の最上位計画に位置づけられているものです。町として実現に向け、全力で取り組まなければなりません。この問題は多くの担当課により、具体的な計画や施策を立てていかなければなりません。

今回、たぶせView会議を田布施農工高校の生徒さんと役場の若手職員で開催され、過去と未来をつなぐまちづくりの様々な将来像を検討されました。この試みを子育て世代、例えば小中学校PTA、また中学生でもできると、田布施を担う多くの若い世代にまちづくりへの関心を持ってもらえる大変有意義な機会になると思います。

多様性のある意見を集約し、一体となってこの総合計画の推進に当たればと思います。

そして、令和3年度総務省より地域プロジェクトリーダー制度が始まります。市町村の活性化に必要なノウハウや人脈を持った人材を1人まで1,650万円を上限に特別交付税で人件費を支援する制度です。外部から見てもらうと気づくことも多々あると思います。積極的に制度を活用して、計画の推進を図ることも必要であると思います。

そこで、町としての第6次総合計画に対する取り組みをお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

第6次田布施町総合計画についてのお尋ねですが、計画を策定するに当たり、昨年行いました住民アンケートの結果では、町への愛着度と住みよさなどを評価していただき、町のPRやまちおこし、地域活性化に生かすべきと思うアイデアなども自由記入の形式で特産品、イベント、まちおこし、その他4つのカテゴリーごとに御意見をいただきました。全部で545件の様々なアイデアを頂いております。

さらには、昨年は初めての試みでございましたが、20歳の新成人の方に成人式を通じてまちづくりのアンケートも実施したところでございます。

また、御質問にございます田布施農工高校とのたぶせView会議は大変好評だったと聞いております。様々な町の将来像を描き、若者ならではの独創的な提案もございました。このことは町の若手職員と生徒にとっても大変有意義な貴重な経験ができたのではないかと考えております。

今後は、議員言われるように田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の検証の一環として、子育て世代や小中学生などからも多様な御意見をいただく機会として、再び設けることができたかなというふうに考えております。

そして、議員御質問の地域プロジェクトリーダー制度については、三大都市圏などから地域の活性化やDX推進など、重要プロジェクトを担う人材を地域に呼び込むための施策としての制度が創設されたものでございます。

この導入については、まず地域で自らの課題を解決するためのプロジェクトを策定し、それに必要な人材の要件・定義などを町として明確化した上、自治体が公募を実施し、採用に至った人材について財政措置が行われるものであり、目指したい将来像が地域で共有されており、それを実現するため

のプロジェクトというのが前提となっております。

私も注目している制度であり、こうした条件がクリアできる案件については、今後、上手に活用して、よい成果につながればと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、町長おっしゃっていただいたように、いろんな制度というものがございます。地域をよくするためにいろんな制度を取り入れて行うというのも一つの手であり、また、先ほど内山議員の質問の中で出ておりました情報収集するというお話もありました。情報収集するのはいろんな意味、いろんな方法があって、最近ではClubhouse（クラブハウス）というアプリもございます。このアプリは、まだiPhoneだけではありますけれども、日本中のいろんな先進的なことをされている方が無料で部屋をつくって、そこで自由に討論ができる、また自由に質問ができるというようなアプリでございます。ここには、本当にいろんな行政の方、政治家の方、また地域創生に取り組んでいらっしゃる方、そういった方が集まって様々な最先端の話を毎日繰り広げられているようなアプリでございまして、ぜひそういったものもお使いいただいて情報収集をしていただければというふうに思っております。大変有意義な内容でございます。そしてまた、山口県では林芳正先生も時々いろんなルームに出てこられまして、いろんな話をしてくださっておるようなものでございます。ぜひ一度お聞きいただけたらというふうに思っております。

いろんな意味で様々な情報収集の手段というのはたくさん町には、というか全国にはあるんだということも、私自身、最近痛切に感じているところでございます。ぜひ取り入れて有意義な情報は町政に反映をしていただきたいというふうに思います。このことをちょっと申し添えて次の質問に移らせていただきます。

質問事項の3、高齢者空き家対策についてでございます。

第6次総合計画では、土地の適切な管理と活用、移住・定住の促進が挙げられます。

昨今、空き家対策で大きな社会問題になっている相続人のいない家、または相続人は地域外にいますがそのまま放置し、所有者の連絡も取れないまま廃墟となって地元住民の負担になっていることを聞きます。

以下、質問通告の用紙に書かれた部分、相続人の全てが遺産相続放棄を所定の期間内にした場合、民法239条では「所有権のない不動産として国庫に帰するとなっております」と記述しておりますが、これは今月5日に閣議決定され、今国会に提出される予定の民法及び不動産登記法改正案の内容でございました。おわびし訂正をさせていただきます。

現段階では、相続人がいない土地については国庫に帰するとし、そのほかは理由によっては所有権放棄を認める場合もあるということです。

ただ、改正案成立となれば、地元後継者のいない家庭でも所有権放棄の手続を取られる方が多くなるのではないかと危惧します。

このことは町としても固定資産税の減少に影響を与え、事後管理のために町の負担増につながると惹起されます。

このような状況を精査し、新たな就農者への土地・家屋のあっせんや、Iターン組へのあっせん等の仲介役を行政として動き出す時期が来ていると思います。

そこでお伺いいたします。現在、相続放棄家屋及び放置家屋は推定どれくらいありますか。その物件を新規就農者やIターンで田布施へ移住したいという方へのあっせんはできないのでしょうか。放置状態の家屋への対策はどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、相続放棄家屋及び放置家屋はどれだけあるかというお尋ねでございますが、相続人不存在として町で把握しているのは10件でございます。

次に、放置家屋につきましては、直近のデータはございませんが、平成27年に各自治会長さんに調査依頼をお願いした時点では、おおむね1年以上管理されていない空き家が約250件、町全体でございました。

次に、2点目のその物件を新規就農者やIターンで田布施へ移住したいという方へあっせんできないかというお尋ねでございますが、本町においては空き家バンク制度があり、行政が空き家の情報提供を行うことで、安心して空き家を探すことができる環境も整備いたしております。その登録申請の情報を社団法人山口県宅地建物取引業会柳井支部または公益社団法人全国日本不動産協会山口県支部に協力依頼し、空き家所有者と賃貸の媒介契約を締結していることにしておりますので、まずは空き家バンクへの登録を推進したいというふうに考えております。

次に、放置状態の空き家の対策はどのように考えているかとお尋ねでございますが、平成26年度に空き家対策推進に関する特別措置法が公布され、その後、平成27年に田布施町空き家対策協議会を設置いたしております。この協議会で放置空き家の調査結果を御審議いただき、危険な空き家と判断されれば、空き家の撤去・改修もお願いすることといたしております。

また、毎年5月に税務課が発送します固定資産税等納付通知書の中に、空き家対策特別措置法の啓発チラシと空き家バンク登録に関するチラシを同封して、周知を現在図っているところでございます。以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今の答弁の中で、まず相続放棄家屋及び放置家屋ということでの御質問をさせていただきました。今のIターン、Uターンへのあっせんはできないかというところの中で、空き家バンクに登録していただきたいというお話がございました。ただ、そういう相続放棄家屋や放置家屋というのは登録しようにも多分登録ができない、まあ登録依頼というのは多分出ないと思うんですけれども。そういったことで、そういう物件をぜひあっせんできないかという問いでございました。

そのことについて、ちょっとお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 空き家についても様々な形態と状況がございます。

まず、2つに分けられると思いますが、まだ十分利用ができる。まだリフォーム等してもしなくてもすぐに住めるというようなものもございますし、今、町で措置法の関係でやっておりますのは特定空き家ということで、かなり荒廃が進んで、特に現在協議会の中で審議されておりますのは、特に通学路とか道路に面して荒廃が進み、やはり倒壊、また周辺の環境に大きな影響を与えているというような建物について、特別措置法の中で特定危険空き家として適用していくということもございますが、これずうっとやっていきますと、指導要綱のようなものもございますが、しまいには行政執行として撤去していくというような、なかなかもうそこへ特定空き家と指定して進んでいくと、もう撤去まで進んでいくという、結構行政としての厳しい措置が結果として待っているような法律でもございます。

今、御質問にございましたように、空き家の状態も、今審議会の中でやっておりますのは、今の所有者が養護老人ホームとかに入所されて、もうかなり面会等もできない、こういった御時世でございますので、町のほうからお話に行くこともできないというような状態の中で、なかなか話が進まない、しかし、もしか相続となれば、もう遠方の方しかいらっしゃらないし、この近辺に所有関係がある方がいらっしゃらないということもつかんでおりますので、町のほうでも対応したいというのはございますが、なかなかやはり住み慣れた家、先祖代々の、特に仏壇等、お墓とかあるものについて手放して、移住・定住される方へ使ってもらおうというのが、なかなか感情的な問題等ありまして、なかなか進みにくいということもございますけれども、町としたら人口定住の一つの施策として空き家バンクと

いうものを推進しておりますので、管理状態がいいものについては、結構登録されて公開されますとすぐ契約ができるというようにも聞いておりますので、そういった対象にしやすい、利活用しやすい空き家については、できるだけ早く手を打って御案内をしていくということが大切だというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ただいま、空き家バンクは法制状態に限界があるというようなことも思っております。実際、これはよその町のことですけれども、私どものお客様の隣の家がそういう状況でございまして、誰もいない、登記証はあるけれどもその方はもう既に亡くなっていらっしやって、どう調べても調べようがない、民間では本当に限界があるというような状況がございました。どこに言っていけばいいのだろうかというようなことで、町としても個人情報の保護というものもございまして、情報開示ができないという御回答でございました、その町ではですね。ということで全くどう対処していいかが分からない、できないというようなことがございました。大変大きなこれは問題だというふうに思っておるわけでございます。

今回、法改正、今国会に出されるということで、随分その辺の風通しはよくなるのかな、まあ法案が成立してみないと分からないわけですが、そうしたときにすぐ対応ができるような措置といいますか、今お聞きしましたら、実際に放置家屋につきましては平成27年からと、に調査をされてもう既に5年以上経っているわけございまして、今後こういう調査というものの予定というものがありますでしょうか。

お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 平成27年につきましては制度ができました当初、自治会長さんに町内全域にわたって1年以上放置されているというものでお聞きをいたしました、実際放置されているのか、帰っていらっしやるのか、年に一、二回帰るとかいう方もたくさんいらっしやいますし、なかなか難しいということがございます。

そして、そういった情報は、今一律的な調査じゃなくて各地域から、自治会長さんからお話があつたところについては区議会のほうに追加してやっております。一律的な調査がどうかというのは、また別に考えたいと思いますが、当面、先ほど申し上げました通学路とか道路に面して、特に皆さんが「あれはどうなんかな」というところが、年々建物というのは古くなる一方でよくなりませんので、そういったものについて早めに相続関係の、もうどこに相続されるのか分からないという状態に至る前に、できるだけ今後について話を進めていきたいというのが、町の、また協議会の中で話されている思いでございます。しかし、町の持っている特別措置法の中でいろんな税情報とかいろんなことで情報収集できるんですが、一番の問題は、問合せをしても今、実際どこにいらっしやるのか分からないというところに、いろんな税情報とかいろんな情報の中で、ここというのは分かるんですが、手紙をお出ししても返ってきってしまう、郵便局に問合せしても「ちょっと転送先はお答えすることができません」というような壁も実際多くあるように聞いておりますので、その辺の制度根本が国としてこの空き家、たいへんな数を抱えるようなことになっておりますし、今後も進んでまいりますので、その辺が、国全体の制度としても一回見直しがされればというふうな期待も持っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） どうもありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、空き家バンク登録したらすぐに入られる方、契約ができるよというお話もございました。それだけ需要というものは、やはりあるんだなというふうに感じております。

片や、そういう放置家屋とかいうものっていうのは、要はそういう採用ができれば、町にとっていわゆる税収のアップにもつながっていく、そういう宝なんじゃないかなというふうに私自身は思っ

おります。ぜひいろんな壁はあるとは思いますが、そういう有効活用というのを見いだしていただけたらというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に参ります。

免許返納による高齢者の買物や病院通いに必要な公共交通機関の充実も切実な問題です。現在、75歳以上で構成される在宅高齢世帯でかつ自動車を所有されていない方に限り、高齢者福祉タクシーの初乗り運賃分チケットを月当たり4枚、そのほかに買物送迎サービス事業として65歳以上の一人世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯など、条件つきで前日までに申し込むと片道500円で自宅から高齢者いきいき館や田布施駅等へ送迎してもらえます。ただし、午前・午後1便のみの運行です。急に外出しなければならないとか病院へ行かなければならない場合、利用することができません。

さらに観光面でも、馬島観光はJRからのアクセスでは田布施駅からはタクシーのみ、バス利用は一旦柳井駅へ行き、そこからバスを利用し、馬島渡船場へというルートしかない状況です。

第6次総合計画にも観光の振興と交流人口の拡大が挙げられております。様々な観光客を受け入れるには、公共交通機関の整備も必要ではないでしょうか。町内の小売店が著しく減少している今、そして観光を目玉として整備するのであれば、なおさら公共交通網の整備は必要不可欠なものと思われるます。

今までも先輩議員の皆様が何度となく質問したことではありますが、以上のような多様性を勘案してお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、本町には国道188号線を走る柳井駅から徳山駅の国庫補助路線1本、そして柳井駅から岩国市の田尻、周東病院から岩国市田尻、柳井駅から本町経由の田布施駅、そして柳井駅から祇園経由田布施駅、田布施駅から周東病院のみなし4条路線の5本がバス路線として運行されており、それぞれの路線に対して一部を町が補助いたしております。

議員御指摘のように地域公共交通は重要なものですが、近年の利用者数は年々減少傾向にあり、原因としてはバス停と自宅にかなりの距離があることや地域の住民の方の高齢化の影響も考えられます。特に今年度はコロナ禍の影響で減少が顕著に現れており、本町のみならず、全国的に運行自体大変厳しい状況だと聞いております。

平成26年10月から開始いたしました御質問の買物送迎サービス事業は、交通空白地域を解消するため、地域公共交通確保維持改善事業として交通弱者である高齢者に対して買物だけでなく、日常生活の維持や閉じこもりがちである高齢者の方への健康増進など、外出する手段として、また、田布施駅や路線バスへの乗り継ぎを可能なものにするための事業でございます。しかし、誰もがいつでも乗車できるものではございません。かなりルート等、タイムも決められております。さらに対象者や路線を拡充するためには、地域交通を支えていただいているバス路線やタクシー事業者などへの経営圧迫等をできるだけ避け、共存ができるものでなければなりません。

このため、関係事業者や関係団体等含めた田布施町有償運送運営協議会を設置しており、買物送迎サービスの料金や経路などを決定していただいております。

今後は、町内の各地域において利用しやすい交通手段が違っていることから、公共交通、デマンド交通、タクシー補助など、町として誰もが利用しやすいニーズの合った交通体系の整備などについて、協議会において検討もしていただきたいというふうに考えております。

なお一方、高齢者施策として現在公民館単位でボランティアによる生活支援を行うための話し合いを進めており、地域のボランティアによる高齢者支援の一つとして高齢者の送迎を行うことができるよう送迎車の配備等も考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございました。

いろいろな諸事情があると思います。そういった中でいろいろ検討をしていく中、今答弁の中に高齢者施策としてボランティアというお話がありました。現在、地域ごとの互助ということで支え合いということを推進されております。麻里府では支えあいまりふが立ち上がっており、城南でも今、お互いさま城南というのが立ち上げに向けて準備が進められております。そのほかの地域も進められると伺っております。私も今、城南のお互いさま城南、こちらのほうに参加させていただいておりますけれども、互助制度、これが機能すれば本当にいいことだというふうに私も思っております。ただし、これから高齢化率がどんどん下がっていけばいいんですけども、上昇というふうな傾向の現状、いつまでその支え合い互助ができるのかという大きな問題があるかと思っております。

また、ボランティアで送迎車、要は御年輩の方を乗せて運ぶということ、いろいろなリスクというものがあります。そのリスクの責任取れる所在はどこにあるのか、様々な問題を検討しなければいけないというふうに思っております。

そういう、要は今、進められている地域というのは、どういいますか、高齢化率が際立って高くなっている地域でございまして、そういう地域こそ公助というものが必要となってくると思っております。その辺いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいますように、ボランティア等の支援も必要になってまいりますし、こうしたデマンド交通とかいうのは、やはり町の状況によって大きく変わってまいります。私もこのデマンドを入れるときに考えたんですが、非常にタクシーもないバスもない、一つは町内にバス、タクシーの会社が全くない、隣の市からタクシーが来るというような町の中でデマンドを考えますと、これは、もう公共的に町が巡回を回すとかいろいろな施策ができるわけですが、現在、本町のようにバス路線が5路線あるし、タクシー会社も現に田布施に1社、また柳井地域含めて営業活動されておりますので、そういったものがなくなってしまうような施策というのはなかなか取れないわけで、共存していくというのが、非常に中途半端な状況になることはしょうがないこととございます。タクシー会社も今後ずっと経営も存続していただきたいと思っておりますし、福祉タクシー等で町として一緒にできることはさせていただいている現状でございますが、今おっしゃいますボランティアというのは、そういったなかなか一律にいかないところを細かく、特に軽自動車なんかでお二人、3人ぐらいをまとめて運ぶとなると目的地と経由地がかなりはっきりしてダイヤのように回ってまいりますので、ですから、いろいろなものを複合しながら送迎バスなり、ボランティアなり、タクシーの補助なりいろいろなものが混在していくという形で、しばらくの間は公共交通を維持したいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

本当にいろいろな状況といえますか、会社もそうですけれどもいろいろなことがあって、その何が最優先かというのを今後もずっと検討していかなきゃいけない課題というふうに考えております。ぜひとも一番いい選択肢、特に今言った麻里府・城南地域というのは高齢化率がどんどん高くなっている地域でございます。そういったところも考慮に入れながら御検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。

第6次総合計画は、そのほかにも多くの目標が上げられております。田布施町の改善点を網羅していると思っております。ぜひ、一つ一つ推進していただき、6次総合計画がコンプリートしたときには、必ずや夢や誇りの持てる田布施町となっていることを確信しております。

以下の言葉は、自身、島根県邑南町役場の公務員である寺本英仁さんの著書「ビレッジプライド「0円企業」の町をつくった公務員の物語」の中に「俺の町は田舎だから夢も仕事もないと思っている全ての人々へ、それは違うよ、ないのはあなたのアイデアとプライドだ」この言葉を胸にアイデアとプライドを持ってこれからの議員活動をあたらせていただきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。15分まで、10分間の休憩を取ります。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西本篤史議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは、質問いたします。2問ございます。どちらも一問一答で町長よろしくお願いたします。

まず、1問目です。再生エネルギー発電事前協議義務について、よろしくお願いたします。

環境省は、新制度として市町村に対し再エネ発電施設の「促進区域」の設定を義務づけ、事業者に対し景観や騒音の防止、地元の雇用促進、災害時の電力供給など、地元への配慮事項を設定できるとする計画でございます。

町は、昨年7月に10キロワット以上の太陽光発電の設置、管理に関する要綱を先駆けて制定しております。今回の新制度で促進区域など追加、変更する予定はございますか。

また、景観については令和3年頃、景観法の景観計画の策定がされると聞いております。農地における太陽光パネルの景観も盛り込まれるのか。

以上お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

ご質問の促進区域については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（案）の中に新たに盛り込まれる予定の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の対象となる区域のことでございます。

これは、環境配慮、地域貢献などに適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度の導入により、地域内における円滑な合意形成を促進する趣旨でございますが、落合議員の一般質問の中でもお答えいたしましたとおり、再生可能エネルギー、中でも太陽光発電については、これまで防災、環境上の懸念をめぐり地域住民とのいろいろなあのトラブルと申しましょか、そうしたものが全国的に生じていたことはご承知のとおりでございます。

そうしたことから本町では、県内でもあまり制定されていなかった10キロワット以上ではございますけれども、田布施町太陽光発電設備の設置、管理に関する要綱を令和2年7月に施工し、環境と安全安心を目指し、町への事前届け出を求め、太陽光発電の適正な設置、管理を図ってまいりました。

ご質問のあった促進区域は、国の報道発表、いろいろ情報が出ておりますが、現在の国の基準または県が促進区域に関する基準を定めた場合にあっては、県の基準に基づいてと書いてございます。

町としては、こうした新制度の詳細やこれに伴う県の基準の考え方等を精査の上、田布施町地球温暖化対策実行計画や太陽光発電設備の設置、管理に関する要綱に反映させていくかどうか、また反映させるのであればどのように反映させるのか、また、令和3年度以降に策定予定の景観計画につきましても、併せて検討していきたいと考えております。しかしながら今後、国、県等の情報を十分収集し、近隣市町とも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ありがとうございました。

今回、田布施がつくったのは要綱でございます。本来、ほかの自治体は、条例をつくつとるわけでございますけれども、条例があつての要綱と思うんですけれども、将来的に条例をつくる予定はござい

ますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどもお答えいたしましたけども、設置、認可権は国が持っております。その中で、いろんなトラブルを解決しようということで、先ほども申しあげましたがFIT法を改正しながらですね、現状に合うように改正をいたしております。

基本は、国が持っておる認可権に基づくやはりこれに違反すれば認可を取消すと申しましょうか、発電事業から撤退してくださいとかいうようなことまで書いてあるわけですが、それを町が敢えて上塗りして、国がそういう監督、認可権を持っているものに対して、町が条例でどのような対応ができるのかどうかというのは、私、ちょっと疑問がございまして、あくまで国制度を地方自治体として補足してくという要綱が、私としては、今の関係からすると一番いいのじゃないかと。申しますのは、やっぱり国が定めている基準に合っていないときに、市町村が事前届出を求めて、町のほうに約束をしておいてもらったら約束違反でしょということを国のほうへ言える、国はFIT法に基づいて認可の停止なりちゅうことが可能になる。町のほうで、なかなかそこへ踏み込んでいくことが、空家といっしょでございまして、なかなか難しい現実が、いろんな業者さんがいらっしゃいますので、ほんとに一生懸命、地元説明もやられる業者さんもいらっしゃいますし、町のほうからお願いしてもなかなか届出書類が揃ってこないというような業者さんもいらっしゃいます。ですから町としては、現在のところ現在の要綱を見直す中で、国のFIT法との整合性が合うようにいっしょに国と連携して対応していきたいと思いますが、特に今回の促進区域とかですね、住民の方に強制とかのようなものを町としてお願いするのであれば、当然条例でないといけないというふうに思いますので、現在の内容が少し変わってきましたら条例に変えることはやぶさかでございますが、現在のところ条例にしてどういふその権限を町が持てるのかというようなですね、ちょっと私として疑問があるので、対応しやすい要綱という形で業者さんのほうにいろいろ指導してくということで考えたいと現在では思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） よく分かりました。今、要綱をつくって、今んとこトラブルなしということで進んでおりますので、今後もこの方法でお願いできたらと思います。

今回、届出ですよ、今の要綱の太陽光発電設備計画届出書、これは町民福祉課に出すようになっておるわけですが、田布施町全体を見ますとかなり農地を太陽光、農地からまた指定してそれから太陽光をつくっておるといふところがございまして。農地から地目変更する場合には、農業委員会、当然でるわけですが、農業委員会にできればその土地が、今度太陽光ができるんだなというのは当然分かるわけですよ、その辺の連携ですよ、町民福祉課にいきなり業者が持っていく場合と、農業委員会を通して町民福祉課行く場合と、この辺のやりとりというか、私らこっちは知らなかったという場合が、無きにしてもあらずなんですけど、その辺の連携はちゃんととれておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） その点につきましては、昨年の7月1日から改正されまして、町民福祉課と連携しております。まずは、町民福祉課のほうに届出書を出していただく。そして、それに伴う自治会等の結果報告書、それをですね、出されたものの写しを添付して農業委員会のほうに出しております。まずは町民福祉課のほうで届出してもらって、その後定例会、農業委員会の方に出していただいて、申請が必要だったら農業委員会のほうにかけるといふことで進めております。ですからそれが添付されてないと、ちょっと農業委員会のほうではちょっと許可を出すことはできないというふうに、今、しております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） よく分かりました。

あと景観ですよ、私は、平成30年に景観法はどうなっておるか、景観計画お尋ねしとるんです

けども、そのとき建設課のほうから平成31年に景観行政団体に移行と、それから平成33年に策定すると、計画すると、策定ではあつくるんかな、その辺今、計画はどうですかね、景観法と今の太陽光、当然、太陽光はつくりすぎると景観が悪くなるとそういうこともございますんで、景観計画、景観法の計画ですよ、こういった状況でございますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 前に、西本議員からご質問いただいたことはよく覚えておりますし、景観条例に伴う景観計画等については、県内でももう既に柳井市さんと萩市さんですか、いくつかやられたところもございます。京都のように景観守ってこうというところはもう先進的にやられておりますが、なかなかその県内でも足並みが揃うというか、最初にいかれたところ以外に、まだ市でも計画自体がどういう取扱いするのかまだ決まってないという状況もございます。

本町でも、美しい町づくり推進条例というのをつくっております。その中で景観についても、前の前の寺田町長さんの美しい町をつくりたいという思いの中で、いろんなものを既につくっております。それは、それまでは周南地域でポイ捨て禁止条例というのを周南地域でつくってございましたが、うちの場合は、もうポイ捨て条例は廃止して美しい町の中に取り込んでやっております。

今度、景観となるとそれまた上にどういう景観を守っていこうかというものが入ってきますが、現在、各市町でそれぞれ条例とか計画プラン、既に持っておりますので、またこう被ってくると申しましょか、美しい町づくり条例を再吸収する中で景観条例をつくるというのが、そういう白壁の町とか萩の伝統的な町を地域としてエリアとして守ってこうというのを強く打ち出す必要性が特にある地域とです、そうじゃなくて生活環境を守っていこうというのを全面に出したいところでいろんな対応が違ってくると思っております。景観条例もいろんな調査とか資料等も収集いたしておりますが、まだ具体的にほかの市町といっしょのように進展しているという状況にはございません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） そろそろできておると思って楽しみに待っておりましたが、まだ全然と言うことですね。

太陽光設備、パネル取り付けて、今、麻郷の井神地区ですかね、太陽光パネルのフェンス内に木が生えておったり、とても景観が損なう状況になっております。こういった使用済み、20年後にたぶん使用済みの太陽光パネルとかたくさんできると思うんですけども、その原状回復撤去、撤去費用、これも含めた条例というのをほかのところはやっておりますけども、その辺は今後やる予定でございますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 新しくできるものは事前にチェックとかしていきますが、議員もおっしゃいますように、既に10年前からあるというものは、国の制度もずいぶん変わってきましたので、昔は小さいところはフェンスがいらんとか、10キロワットはいらんとかそういったような時代もございました。今は、FIT法の改正の中で、全部フェンスがなきゃいけないし表示がなきゃいけないところまでそういった問題と申しましょか、それ解決するためにこうなっております。ですから本町の場合は要綱つくりましたけども、既に設置されているものについては適応致しております。事前届出をとるという関係を前提でつくっておりますので、もう既にされたところはもう既に国の認可を得られて事業として会社として発電事業をされているところでございます。そこへ、敢えて田布施町がこの要綱をつくりましたからちゅうところまで踏み込んだらええのか、踏み込まないのかなかなか難しい状況もございますが、こういった要綱をやってる町ですよというのは、お伝えをする中でトラブルがないようにしたいと思っておりますが、現状それでは対応できないということになれば、国制度と併せたような条例制定というものを近隣市町で考えていきたいというふうに現在では思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今後は、いろんな状況変わってくると思いますので、そのときにはよろしく願いいたします。

次、第2問いきたいと思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略について、お尋ねします。

今回、このテーマのご質問、たくさんの議員さんされておりますけども、この間から町は、第5次田布施町総合計画を進めてきております。それで10年が計画終了ということで、新たに第6次田布施町総合計画に向けて昨年より協議を積み重ねてきておられます。その中で、新しい町づくりの方向性を示す、まち・ひと・しごと創生総合戦略は大変重要でございます。

近年町内の人口は減少し出生率も100人を下回っております。今回最も重要なのは人口ビジョンであると思っております。JR駅の利便性を生かしての移住・定住対策、住宅地の拡大、耕作放棄地の有効利用などもっと対策をすべきではないでしょうか。今後の具体的な計画をお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員のご質問にもあるように、人口減少につきましては本町においてもこの影響は免れず、出生数も減少してきております。

国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計では24年後の令和27年、西暦で申し上げますと2045年の人口は約1万人と推計をされております。

そうした中、今回策定いたしました田布施町人口ビジョン改訂版では、本町が地方創生の施策をしっかりと取り組むことを前提として、事実上の目標とする独自推計では、先ほどの令和27年の目標人口を約1万1,000人程度減らすことが抑制できればということで、特に人口再生産力を示します若年女性人口の減少については、社人研の推計結果より減少幅を少しでも抑制できるよう各施策においてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、このたび改訂いたしました、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に定め、令和3年度から7年度まで5年間、毎年、評価検証を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

議員の御質問でございます具体的な施策については、現在の総合戦略の期間である令和2年度、今年度の事業終了後の評価を令和3年度早々に行い、その評価、検証に基づき、第2期の田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランを定める予定といたしております。

さらに、議員お尋ねの具体的な取り組みについては、移住・定住者を受け入れるため、その1つとして地域公共交通は重要だと考えております。

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスについて、広域的に連携し鉄道を含む地域公共交通の利用向上を図りたいと考えております。

なお、移住・定住につきましては、国、県と連携し、田布施町東京圏移住支援事業支援金の事業として、首都圏からの就業移住者に対して支援を行う施策も持っております。

次に、耕作放棄地の有効活用に関しましては、まず、農地は農地として活用していくことが大前提であり、それに向けまして本町といたしましては、現在、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図るため、国営緊急農地再編整備事業が行われており、それによって耕作放棄地の解消を図っているところでございます。全てが、圃場整備によるものではございませんが、平成26年度では町全体で耕作放棄地は、約194ヘクタールあったところでございますが、現在、この内94ヘクタールが解消され、今後、補助整備の計画もまだございますので、さらに減少するというふうに期待をいたしております。

今後の展望といたしましては、農業従事者の減少、高齢化を鑑み、法人組織を中心とした担い手への農地集積や新規就労を促進し、意欲ある担い手を中心とした農業構造の確立や農業、農村の持つ多面的機能の維持、発展を図ることを掲げております。

国直轄の国営緊急農地再編整備事業は、地域住民がつながりと支え合いでつくる、農地の生業、

味わい、賑わいの田布施町を実現すべき、生産振興、第6次農業化振興、地域振興が戦略的に進められているところでございます。

その他、新たな住宅地確保のため、都市計画区域の見直しについても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

出生数、田布施町、平成24年に93人になりまして、それから上がったたり下がったりで、令和元年には75人となっております。ちなみに、令和2年は何人でしたか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、ここ3年、75人というのが3年続いておりました。100人を切って75という数字が3年続いてきたわけでございます。

今年はコロナの影響も混ざって、具体的な数字は、後ほど課長から申しあげますけども、コロナ禍の影響で全国的にかなり影響を受けておりますので、ちょっとびっくりするような減少になってしまっているのではないかなというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 出生数ですけれども、令和元年度で67人、令和2年度、つまり今年度では、2月末現在で56人です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 56人ということで大変びっくりしました。来年、今年か、今年、増えればいいんですけどもね、その施策ちょっと重要だと思っております。

あと、答弁の中ございました、田布施町東京圏移住支援事業支援金という事業ですけども、これはどういった事業でございますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） この事業につきましては、今年度も事業化しておりますが、これは、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ住民票を移す直前に連続して1年以上、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に在住し、東京23区に通勤していた方が、山口県のほうに就職される、要は山口県が移住就業マッチングサイトというのを持っています。それに登録した事業者にて新規で就職された方につきましては、その方につきましては単身については60万円で、2人以上の方については100万円をこれは国、県、町が補助するという事業でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） こういった事業も、とっても移住対策に有効ではないかと思っております。

あと、問題は出産なんですけども、ほかの市町村では、出産祝い金とか出されておるともございまして、田布施町も出産された方に100万円ぐらい祝い金としてあげてはどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございますが、何らか必要かなと思っておりますが、これまでではそういったような給をぶら下げるというような施策というのはやっておらなかった。しかしながら、これだけ減ってまいりますと何らか手を打っていく必要があるというふうに、今、切実に感じております。

今回、新年度予算にも新婚家庭の結婚補助事業も新たに、財政的にもどうかなという気持ちはあったんですが、ちょっと一緒にやってみようということで取り組みました。

それと、医療費も昨年、未満児の医療の所得制限も撤廃し、小学校3年から6年までその前に、来年度からは中学校までは医療費、所得制限はございますけども、小学校までに拡充させていただこうということ、いろんな取り組みも社会福祉協議会もいっしょになって、やらさせていただいております。

すが、出産に対してしたらいいのか、3人目以降とか、具体的にもう少し、先ほどもおっしゃいましたが生産能力のある女性の層というものが既に減っておりますので、そうすると具体的にやろうと思うと1人じゃなくて2人、2人から3人ということも必要ですし、そもそも結婚していただかないと、また出産していただかないといけませんので、そもそも論の話、ぐるぐるぐるぐる回ってなかなかうまく進まないんですが、3人目とかいうですね育児も大変だろうと思うんですが、そういった環境も整えながら、お金だけじゃなくて、そういった子育てに対して安心できる町というのをまだまだ先進地域に比べますと劣っておりますけども、少しずつやらさせていただきますように思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 住宅地確保ですよね、昨年も質問しましたが、農地、未就農地を3種農地にすればですね、住宅を建てれるところもございます。その辺も含めて都市計画の見直しですよね、これを進めてもらったらと思いますがその辺いかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 昨年ですか、いや今年ですか、県道沿いとか、麻里府地域の見直しも行いました。西本議員から以前から御質問いただいている、小学校の、東小学校の側の農地があってですね、学校のすぐ側に田んぼがあって、もうそれをなんとか手放したいというときに、農業振興地域に入っておりますと、いろんな開発の規制がかかって、きれいな団地にできない、虫食いのような開発が進んでしまいますので、そういったことも御指摘を受けましたので、見直しをやるというのが2年ぐらいかかる中で、ぽっと出すとそもそもの見直しができなくなるということもございましたので、前回は、これまで4、5年前から御提案いただきました都市計画の見直しをさせていただきました。今、新たな見直しも考えたいと思いますが、本町の場合、圃場整備を一生懸命やらさせていただいておりますので、やっぱりその農業地域、白地の地域をどうするんかっていうのはありますけども、なかなか両方バランスを取りながら農業のことも大事にしながらまた、用途区域もしっかり現状にあったように見直していくというの必要でございますので、私とすると、特に住宅地供給につながるようないい結果が出せそうな土地については、国は都市計画区域を増やしたくないと、その全体の枠を改正権という考え方が大きくございますので、用途区域に入れるということと大きな壁があるわけがございますけども、町としてやはりこういった時代でございますので、出生数のこともございますので、住環境、子ども、子育てに適した地域については、優先的に見直しをさせていただくように引き続き協力してまいります。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 何事も、やってみてできるというのがございます。その辺もしっかりやっただいて、田布施町を住みよい町にしてもらったらと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩とします。

午後の再開は、1時20分、1時20分午後再開とします。

午前11時48分休憩

午後 1時20分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

河内賀寿議員より遅刻届が提出されておりましたが、新たに欠席届が提出されましたので報告いたします。よって、神田議員、國本議員の順番となります。

神田栄治議員、一般質問をお願いします。

○議員（11番 神田 栄治議員） このたびの町議会議員選挙におきまして、初当選させていただき

ました神田でございます。住みよいまち田布施を目指して、また、住みよ町とはどういう町かを自問しながら、各種の行政施策を検討してまいりたいと思います。議員活動は初めてでございます。皆様方の御指導を頂きながら職責を果たしてまいる所存でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目は、高齢者の移動手段の拡充に関する質問でございます。質問方式は一問一答で、答弁者は町長でお願いいたします。

さて、田布施町の高齢化率は令和2年で36.6%、全国平均28.9%よりも7.7ポイントも高くなっております。24年後の令和27年には、高齢化率が46.2%に達し、およそ10人に5人が高齢者になると見込まれております。高齢化が急速に進む中、ふだんの買物や病院通いに不便を感じておられる高齢者も当然増加していると推測できます。こうした高齢者の利便性を図るため、現在、田布施町では、買い物送迎サービス事業と高齢者福祉タクシー利用料助成事業の2つを実施していると承知しております。

そこで、最初の質問ですが、高齢者世帯のうち、自動車を所有していない世帯がどれくらいあるのかの実態についてお尋ねします。

2つ目の質問は、現在実施中の2つの事業の最近の利用状況と、今後の利用見込みについてお尋ねいたします。

私は、現在の制度をよりよいものへ改善する必要があると考えますが、3つ目の質問は、県内の他市町の制度について調査し、把握されているかについてでございます。県内では、私の知る範囲ですが、隣の光市では「ぐるりんバス」を、柳井市では予約制乗合タクシーと小型循環バスの導入の検討を、美祢市では「ジオタク」の名称で乗合タクシーを運行していると聞いております。

4つ目の質問としましては、現在の高齢者世帯の実態把握と併せまして、今後どのような支援制度を御高齢の方々が希望されるかについてのアンケートを実施されるおつもりがあるかどうかについてお尋ねいたします。

平成26年に始まった買い物送迎サービスは、高齢化が進む中とてもいい制度だと思いますが、7年目を迎え、高齢者のニーズに合った制度にするためには、アンケート等による実態、要望の把握が欠かせないと考えます。

以上、4点につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、高齢者の移動手段の確保についてでございますが、御質問にありましたように、本町のみならず、全国的に自家用車の普及に伴い公共交通が衰退し、高齢者の移動手段の確保が国全体としての大きな問題となっております。

まず、1つ目のお尋ねでございますが、高齢者世帯のうち、自動車を所有されていない世帯の実態についてですが、自動車所有の世帯構成までは町や県も実態を把握しておりませんが、75歳以上の高齢者世帯は930世帯でございます。現在、このうち、高齢者福祉タクシーの交付をさせていただいておりますのは286世帯でございます。これを単純に引き算するのがいいかどうか分かりませんが、640世帯ぐらいが、ないということになるかと思いますが、このほかにも、75歳以上の方でも心身障害者福祉タクシーなどの制度もございまして、77人が利用されておりますので、実態は正確には把握できておりません。また、買い物送迎サービスの登録者は103名、大半が先ほどの高齢者福祉タクシーの交付者でございます。

2つ目の事業の利用状況と今後の見込みについてでございますが、令和元年度の高齢者福祉タクシーの利用実績は9,530回でございますので、1日あたりに換算いたしますと、約26名の方が高齢者福祉タクシーを利用されているということになります。地区別の性格を見てみますと、西田布

施地区の方が多という傾向が見られるような感じがいたします。

また、買い物送迎サービスの利用は延べ467名で、1回当たりの運行で2名程度という予約運行になっております。こちらのほうは、中心部までの距離が遠くなる麻里府や竹尾地区の方が利用が多いという傾向が出ております。

今後の見込みでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症による外出控えなど極端な影響もございましたので、どちらのサービスも利用が大幅に減っております。いずれにいたしましても、この2つの制度につきましては、周知に努めて利用促進を目指してまいりたいと考えております。

3つ目は、他の市町の制度についてでございます。

まず、本町の高齢者福祉タクシーについて御紹介申し上げますと、年に24回までという市町が多く、本町の対象要件としております回数、年48回というのは県内でも多いほうで、利用者の方から好評を頂いているというふうに考えております。

次に、デマンド交通につきましては、議員御指摘のように、いろいろ県内の実態も運送協議会のほうで検証しながらやっておりますので把握いたしておりますが、県内外の事例等も常に参考にしながら、利便性の向上に図りたいというふうに考えてございます。

しかしながら、デマンドはその市町の形態、長細い町ですと、A地点からB地点まで運送するというバスの性格でデマンドが成立いたしますが、本町のように丸い、どこへ行っても同じぐらいの距離だというのは、中心に来ることがございます。非常に運送効率が悪いということがなかなか事業的に難しいという、町の特性、非常に住みやすい町ではあるんですが、デマンドの結果を出すには非常に難しい町だということと言えます。

そして、4つ目でございますが、高齢者世帯の実態把握についてでございます。

さきの全員協議会でも配付させていただきました高齢者保健福祉計画の策定に当たり、高齢者のニーズ調査を行っております。その中では、御質問にございますように、外出支援の希望が特に多く、約半数の方の回答があったように聞いております。

また、買い物送迎サービスの利用が伸びないこともあり、委託をお願いしております町社会福祉協議会のほうに利用者のアンケートをお願いいたしました。いろいろアンケートもやっていただいておりますが、結果は便数を増やしてほしい、乗降場所を増やしてほしい、ルートをいろいろ考えてほしい、その中でかなったものもたくさんございますが、やはり、デマンドの制限の中でタクシー業者さんとの整合性、競合もございますので、なかなか全部にこの制度で対応するということはできませんので、いろんな制度もほかにございますので、先ほど御質問にございましたが、いろんな方法もまた検討してみたいと思います。

現行サービスに対する国の補助は、便数に対する利用割合によって決まります。利用増加に努めながら、便数を増加することができるように目指したいと考えておりますが、何回も申し上げますが、競合することとなりますバス、タクシー業者等、参加される有償運送協議会の了解を得るという必要もございますので、町としても今後利便性の向上を提案しながら、協議会の中でいろいろ協議していただきたいというふうに思います。

また、現在、各公民館単位で地域住民の皆様による地域の課題や生活支援の方策、担い手の発掘などに取り組むの場を協議する協議体の立ち上げを進めております。この協議体を中心にボランティアによる各種支援も考えており、その中で高齢者の送迎が行うことができるよう送迎車の配備を行い、お願いすることも一つの方法として考えておりますので、具体的に麻里府、城南等で話が進めばというふうに希望いたしております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

まず、自動車を所有していない世帯についてですが、今、御回答いただきましたように、高齢者世帯全体が930世帯のうち、286世帯が車を所有していないと、約3割が未所有かと思っております。そ

うしますと、75歳以上人口が現在約1,200人と聞いておりますが、その3割、400人弱ですが車が未所有となります。一方、今、利用状況で買い物送迎サービスの登録者数は103名ですから、300人、400人いる未所有者の中のうち、103名のみの登録という状況かと思えます。3分の2の方が未登録なわけです。

そこで、再質問の1点目でございます。

この買い物送迎サービスの未利用者についてですが、現実問題として、どのように現在、買物や通院をされているんだろうかということ。そして、町としてこの未利用者の方の移動手段確保に今後どのように取り組んでいかれるか、ちょうど今御回答にも頂いたように思いますが、再度お尋ねをしたいと思えます。

再質問の2点目でございますが、送迎サービス制度の改善についてでございます。現在の運行時間が、迎への時間が月・火・水曜日と木・金曜日で午前と午後が入れ替わります。これは非常に利用しづらいと思えます。高齢者の方は一般的に午前中、それも早い時間から活動されますので、全地域で週を通して送り迎えを午前と午後、各1便の運行はできないものでしょうか。

最初の1点目のサービスの未利用者の対策をお尋ねしましたが、より利用しやすい制度にすることで、こうしたサービスの利用者を増加させて運行割合の要件も達成できるんじゃないかと思っております。

再質問の3点目でございますが、この外出支援サービス制度は送迎箇所が町内に限られるため、町外の病院への通院には利用できません。高齢者福祉タクシーが利用可能な高齢者でも、初乗り運賃分のみの助成で月当たり4枚の交付でございますから、町外の病院への通院費用はかなりの額になっていると推測できます。これについての対策を検討されておられるかどうか、お尋ねをさせていただいたらと思えます。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まず、1点目ですけれども、利用者の実態としましては、割と町から近い方でしたら、徒歩や自転車などで買物等利用されていると思えますが、町から離れたところとかは、たまに身内の方が来られたときに頼まれるとか、ホームヘルパーさんとかにお願いする場合とかもあるかと思っております。

また、買い物送迎サービスにつきましては、今後もっと利用していただけるよう広報などによる周知や、あとポスター等も掲示をしてPRに努めていきたいと思えます。

送迎サービスの改善についてであります。現在の両地区でそれぞれ午前、午後に1便ずつということになりますと、車も運転手も今1台なんですけれども、車も2台、運転手も2名が必要となります。また、国の補助を受けるためには、便数に対する利用割合となりますため、運行回数を2倍にした場合、利用者も2倍に増やす必要があります。このような意見は参考にいただき、有償運送協議会などで要望がありますことをお伝えして、改善策を考えていきたいと思えます。

また、3点目の、現行の制度では、公共交通への接続のための送迎サービスとなっておりますので、町外へっていうのができないのですけれども、次年度は日中の高齢者のみとなる世帯の方にもタクシー券の配付をするように、要件の見直しを行うこととしております。今後も可能な範囲で改善を図っていきたくて思っております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今、全地域で、要は車が2台必要だという話ですよね。車もいろいろ宝くじの助成制度とかありますので、そんなに破格の費用がかかるとも思いませんし、運転手についても、今委託でされているというふうにお聞きをしておるんですが、1便の運行ですから、そんなに車に比べてもかからないのかなと。

そうしますと、3年度というのはもうすぐですから、4年度あたりには、私は実現可能な範囲じゃないかなと思っておりますので、その辺りの実現の可能性ということについてのお尋ねが1点と、あとも

う一つは先ほどのアンケートなのですが、実態が、恐らくお子さんがおられたり、知り合いがおられたりしていることでの買物等が済んでるんだらうと思うんですが、中に御高齢だからアンケートも答えるのがしんどいとか、実際にそういう方たちが一番送迎サービスを望んでおられるのかなと、アンケートによろ答えない人ですね。だから、そういった方たちへのフォローが要るんじゃないかっていう思いもいたします。だから、その辺りどう考えていかれるか、PR等も含めますが、御検討の状況をちょっとお聞きできたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まず、実現につきましては、有償運送協議会のほうで、こういった意見がありますっていうことをお伝えして協議を行いたいと思います。

また、アンケートにつきましては、地域包括支援センターというのが町内の高齢の方とかを訪問して回っておりますので、そういった中で要望等がありましたら、こちらで吸い上げを行って対応していきたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。先ほど、御回答の中で町長もおっしゃいましたけれど、高齢者の保健福祉計画でも今後利用したいサービス、取り組みとして外出支援が第1位で、49.6%と最も多くなっているという状況でございます。また、町が目指す将来像「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現のためにも、こうした高齢者から最も要望の高い本制度の改善、充実をお願いしまして、1点目の質問を終えさせていただきます。

続きまして、2点目の質問でございます。

新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種に向けた準備状況についてでございます。答弁者は町長でお願いいたします。

日本国内でも医療従事者からワクチンの接種が開始されましたが、接種に向けての準備として、接種の体制についてどう考えておられるのか、また、いつ頃から町民への接種が始まるのか、接種の優先順位はどうなるのか等についてお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町として万全な体制で取り組む必要があることから、2月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策室を西田布施公民館内に設置し、現在準備を進めております。

接種の対象でございますが、16歳以上の全住民とされておりまして、本町の場合は、医療従事者を除き約1万3,500人と考えております。

接種は無料で、接種の際には接種券の提示が必要となるため、事前に接種券を個別配布することといたしております。今回の広報でまた御案内をする予定といたしております。接種券の配布時期についてでございますが、現在のところ、65歳以上の高齢者の方には3月下旬頃に、また64歳以下の方には4月下旬頃の発送を予定いたしております。

接種は、原則として住民票の所在地で受けていただくこととなります。ただし、長期療養中の方など、条件によっては、手続を行うことにより住所地以外での接種も可能となっております。

接種方法につきましては、現在のところ町内5つの医療機関での個別の接種、そして公民館のような広い場所での集団接種の併用といたしております。現在、医師会等の協力も得ながら準備をいたしております。希望により選択いただけるようにしたいというふうに考えております。

集団接種の場合は、現在、西田布施公民館を主な会場として考えております。また、遠方の方には貸切りバス等を使いながら、送迎もしながらということで考えております。

次に、ワクチン接種の開始時期でございますが、既に報道などにより御承知とは思いますが、ワクチンの本国への到達が遅れております。確保が遅れております。このような状況のため明確なお答え

はできませんが、本町といたしましては、4月下旬からの接種開始を目指し準備を進めております。ワクチンの確保状況で大きく変わりますので、また詳しい情報はお流しをしながらやっていきたいと思っております。

また、接種の優先順位につきましては、65歳以上の高齢者、次いで64歳以下で基礎疾患を有する人及び高齢者施設等に従事される職員、その後、それ以外の方という順番で接種を進めることとされております。

町といたしましても、ワクチン確保が遅れる予測からスケジュールも立てにくく、対応に苦慮しておりますが、今後も情報収集に努め、確かなスケジュールが決まり次第、町の回覧、各戸配布、ホームページ、田布施メール、またマスコミなどを使って、迅速かつ正確に情報発信してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

ワクチン接種に向けての準備、お疲れさまでございます。田布施柳井地域では、昨日の15時現在で田布施町が10名と最も多く、柳井市9人、上関町4人と続いております。また、田布施町は高齢化率が高いだけに、高齢者には特に速やかな接種ができるよう、引き続きの取り組みをお願いしまして、2点目の質問を終えたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今日、最初の定例議会となりますので、私の住む麻里府地区のことで、学校関係のことを取り上げます。

質問は全部で大きくは3問で、答弁者は町長と教育長でお願いします。

質問形式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

執行部宛ての詳しい質問内容をお渡ししています。質問1と質問2は、さらに補足資料としてお渡ししています4年前に一般質問をしたときの質問とそのときの答弁を踏まえて、的確な答弁をお願いいたします。

では、質問1に入ります。麻里府地区の振興策についてです。答弁者は、東町長と鳥枝教育長でお願いします。

麻里府小学校は平成27年3月末をもって廃校になりました。町は、まちづくりでは大きなマイナス要因となる小学校が廃校になっても寂れることのないような麻里府地区の振興策を示し、麻里府地区の住民に対し、十分納得させる努力をしておかなければならなかったはずですが。

以前、麻里府地区活性化計画策定事業のために200万円計上していたようです。しかし、それは旧麻里府小学校の跡地を考える会等との協議が不調で、結局、別の事業に充当されています。その後、何の音沙汰もありませんから、活性化計画策定事業費200万円を復活できませんか。

これまでに、町は旧麻里府小学校の跡地を考える会を名指しで協議しているはずですが、それが不調の要因は何ですか。

海に面している地区との特性を生かし、農業と漁業が一体となった地域づくりの見本をつくりたいと思っておりますが、支援ができますか。

旧校舎の利用では、コスプレ団体が絶賛して、地域と連携したいとの意向だったようですが、その後の動きはどうでしょう。

麻里府地区は、国木田独歩の詩碑もあり、ゆかりの地として顕彰する動きがありますが、教育委員会は支援できますか。

次に、質問2に移ります。麻里府公民館の移設についてです。答弁者は東町長でお願いします。

中央公民館の建て替えが、ようやく来年度予算で進むことになりました。その次は麻里府公民館の

移設だと前町長の時代から公言しています。地区住民からは、第一避難所がない麻里府地区には避難所として、できれば、町の中心部には公共の交通手段がないから、役場に行かなくても手続ができる支所を含む複合施設としても機能する公民館が欲しいとの要望があります。国道のそばなら、コンビニを併設し、そこで地域の新鮮な野菜や魚介類を販売する直売所があれば、なおいいかもしれません。そこで、質問を何点かします。

そういった住民の要望が網羅できるよう、早急に公民館移設準備会を立ち上げれば、町は責任ある担当者をつけて対応できますか。公民館の移設はいつから始めることができるか、具体的な目安を提示してください。

過去の地域との意見交換会で、この土地はどうかという具体的な地元からの提案があり、候補地も早めに決めていきたいということでしたが、今現在、用地買収のめどは立っているのですか。避難所と支所等を含む複合施設となると、財政規模では概算で幾らを想定すればいいですか。

次に、質問3に移ります。G I G Aスクールの具体化についてです。答弁者は鳥枝教育長でお願いします。

令和5年度までに導入される予定だったG I G Aスクール構想に不可欠な端末が、コロナ禍で前倒しとなり、今年度中に児童・生徒に対して1人1台整備されるようになったことは喜ばしいことだと思っています。

G I G Aスクール構想では、教員も児童・生徒も、いつでも、どこでも、誰でも利用できるようにするのが大きな狙いです。教員も児童・生徒も使い慣れ、使いこなせるようにならないと、それはできません。

近隣市町では、今年度中に児童・生徒が端末を利用し、既に授業が始まっていると聞いています。

田布施町ではいつから端末利用が始まるのですか。

端末は、令和5年までに整備するのが前倒しになり、今年度中に整備されましたが、教員は、児童・生徒に指導できるスキルは持っていますか。

G I G AサポーターやICT支援員を、田布施町ではNTT関連の会社に依頼したり、利用ソフトもベネッセのミライシードにしているようですが、そういったことは使い勝手や汎用性、予算にも関係してきますが、複数の選択肢からそれを決定しているのですか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

第1点目の麻里府地区の振興策と、2点目の麻里府公民館の移転について、関連もありますので、まずは併せて御回答をさせていただきます。

なお、国木田独歩の顕彰やG I G Aスクールの具体化などについては、教育長から答弁させていただきますので、足りないものについては、御質問に応じ、補足をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、麻里府地区の振興策につきましては、麻里府小学校の跡地を考える会と協議をさせていただきましたが、その経緯等につきましては、これまで國本議員からの御質問にお答えしましたとおり、町から具体的な御提示ができないこともあり、進展がなかったのが現状でございます。

その要因は、地域振興策の論議の元となるものが具体的にイメージできなかったこと、それは町として、本庁舎、中央公民館の耐震化、建て替えを優先せざるを得ない事情があったことから、麻里府公民館の移転時期等が現実的なものとしてお互いに考えられない時期であったことが影響しているというふうに考えます。

そうしたこともあり、本庁舎の耐震改修も終了し、中央公民館も中央地域防災センターとして建て替える計画に一定のめどがつかまりましたので、来年度早々に、麻里府公民館の移設等に向けた取り組みを開始したいと考えております。

御承知のように、麻里府公民館は津波や高潮の浸水想定区域内にあり、また、建築から45年がはや経過し、現在、5つの公民館の中でも最も建築年数が経過し、老朽化も進んでおります。

町といたしましては、公民館に関わる問題でございますので、まずは4月5日に予定をされております麻里府公民館運営委員会に移転を計画したいこと、そして、その移転先の案が御協議できればということで、今、急ぎ、準備を進めている状況でございます。

麻里府公民館運営委員会は、各自治会及び社教部長会、補導委員会、防犯パトロール隊、子ども育成会、婦人会、食生活改善推進協議会、公民館講座の代表ほか、22名の方が幅広く参加されておりますので、公民館長含め、今後、移転の協議や防災機能の設備等、今後どのように進めるのか、町として御説明させていただき、できれば、スムーズに計画を取りまとめていきたいと考えておりますので、麻里府地区のお2人の議員さんにも、今後、力強いお力添えをお願いしたいというふうに考えております。

町としては、そうした意味で、移転先の候補地が具体的に決まり次第、確保できる面積・形状により、配置・レイアウト等が決まることとなりますが、議員が御質問のように、地域振興策につながる直売所等を設備した複合施設としても考えたいと思っております。そうしたことについても配慮してまいりたいと思っております。

なお、支所等については、現在考えていないのが現状でございます。

なお、現時点では、そうしたことから、事業費等についてお答えすることは、この場ではできませんが、その財源については、地方創生拠点整備交付金や地方交付税算入のある緊急防災・減災事業債などを充てることを考えております。

また、複合施設の在り方も、麻里府公民館運営委員会でお話をさせていただきたいと思っておりますが、地方創生拠点整備交付金による整備には、協同組合田布施地域交流館のような、例えば、地区の活性化に資する組織体として自立して運営していただく等の要件等も必要とされますことから、町としてはお手伝いをさせていただきますので、まずは、地域としての広く、幅広い協議をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、1の麻里府地区の振興策について、国木田独歩の顕彰に関する支援についての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、今年国木田独歩の生誕150周年の年に当たります。国木田独歩は、20代初めの青年時代を、ここ田布施町をはじめ、近隣の柳井市や平生町に居住するなどして過ごされ、私たちの郷土とゆかりが深く、明治の文豪とも言われ、独歩ファンも多いと伺っております。

教育委員会といたしましては、この機に、国木田独歩に関わりのある遺品や写真、書籍などを展示して紹介する企画展を、郷土館にて開催する予定にしております。

また、議員からお示しがありましたように、町内でも有志の方々により、独歩の詩碑の建つ麻里府の地を中心に、生誕150周年を記念する行事を開催し、ゆかりのある地を巡るなどの計画があると聞いております。こうしたことは、独歩文学やふるさとの魅力を再発見する上でも意義が大きく、こうした記念行事等のPRにつきましては、観光協会など、関係団体等とも連携を図り、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3のGIGAスクールの具現化に関する幾つかの御質問にお答えをいたします。

議員からお示しがありましたように、GIGAスクール構想は、1人1台の学習者用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、全ての子供たちに対して、それぞれに適した学習を提供し、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現しようとする全国的な取り組みとしてスタートいたしました。

しかしながら、昨年来、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染予防の対策として、学校の臨時休業が長期化し、子供たちの学びに支障が生じる事態に備えるために、この構想の実現を加速

させることが急務となったところであります。

本町におきましても、ICT環境のハード面につきましては、当初、令和5年度までに整備する計画でありましたが、これを前倒しし、本年度中の完了を目指し、整備を進めてきたところであります。

現在の進捗状況であります。学習者用、指導者用のタブレット端末、大型モニター、校内無線LAN等の配備と工事を急ピッチに進めており、今月中頃までには、ハード面については整備が完了する見込みとなっているところでございます。

活用等につきましては、2月以降、ICT環境が整った学校から順次、タブレット端末の操作や活用方法、情報モラルの研修を実施しております。また、実際の授業の中で試験的に活用するなどの取り組みを始めているところであります。

さらに、授業支援ソフト等の導入につきましては、既に他の市町の一部の学校で先行的に取り組まれている実践事例の成果も参考にしながら、複数の業者からの授業支援ソフトのプレゼンテーションを受けて、検討を進めてまいりました。

重ねて、校長会等の代表や各学校の推進委員と、GIGAスクールサポーター及び学校教育課職員等から成る田布施町GIGAスクール推進委員会を組織して、ICT環境整備や、その運用や活用の在り方について協議を進めてきたところであります。

具体的には、運用のマニュアルやルールづくりをはじめ、導入を予定している授業支援ソフトやアプリについても検討してきたところであります。

今後、教育委員会といたしましては、4月からの本格的な運用・活用に向け、いつでも、どの教科でも、誰でも活用して学びを充実させていくことを目指して、段階的・計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 公民館については、今答弁があったんですが、活性化計画策定事業費200万円、これの復活についてはいかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 小さな計画とか、いろいろな事業を進めていく中で……（発言する者あり）すいません。200万円でございますが、地方創生の関係で、ちょうど麻里府の統合と一緒に、こうした地方創生の中で、拠点づくりにいろんな考え方を検討する事業として200万円用意したのも事実でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、まず、振興の度合いとなるものがはっきりしませんでしたので、なかなかお話も進みませんでした。

今考えられますのは、地方創生でソフト事業が若干ございますので、同様の、今後の進捗状況によっては、そうした事業を取り入れながら、ソフト事業も交差しながらハードを組んでいくという必要があれば、当然考えていきたいというふうに思います。

しかしながら、まずは、私は、まず麻里府の公民館を早く移設をしたいと。ですから、複合施設ですから、どうしてもふれあいプラザのように、いきいき館と交流館のように、違う機能の、——全く補助金も違う性格なんです。事業としては一緒にいかにやいけんわけですが、それがゆえに公民館の移設が遅れるということになってはいけんと思いますので、こっちの地域中央防災センターの目安が、——まだ基本設定もできておりませんが、大体スケジュールが御提示できましたので、そうした公民館の移設については、早急にめどをつけて、計画策定に向けて進みたいと思います。

その中で、直売所とか複合施設の話がついてこれるようであれば、一緒にプランとしてつくりたい。そのためには、まず、移転先を決めて、どれだけの用地が確保できるのか、また、必要なのかというのを、先に御協議させていただいて、やはり十分な面積が確保できるということであれば、当然、複合施設も視野に入れた駐車場も、防災的な避難施設としての当然駐車場も必要になってきますので、

十分な対応を取っていきたいと思いますが、まずは公民館のほうの移設の話を、地域の方にお話をし、早めにプランとして成立するようにやっていきたい。その中で、ソフト事業が組めるようであれば導入していきたいと、現在思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 麻里府地区の振興策ってというのは、公民館だけじゃなくって、防潮堤の問題とか、あるいは町道の問題とか、あるいは国道の削ったところの（ ）の問題とか、で、高齢化が麻里府が一番進んでおります。50%を超えております。そうすると、そういった高齢者に対する施策をどうするか。そういったものをひっくめて200万円を使ってほしいという。

それとは別個に、喫緊の課題として、公民館をすぐにやっていかなきゃいけないというように思うわけです。今までずっと進んでいなかったから、まあ、今回は、麻里府公民館運営委員会にそういったのを提示するという事なんですけど、それがなかったら、私は、設立準備会を立ち上げて、やろうかというように考えとったんですよ。だけど、そういったようにされるのであれば、そのほうで早急にきちんと提示してやってもらいたいと思います。

前に、連合自治会との意見交換会で、地元から土地を提供したいという、そういったのが、申出があったということなんですけど、その土地は今どうなってるんですか。亀田課長が何かお答えしてます、前回。

○議長（松田規久夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 意見交換会での、私の覚えている記憶では、こういったところがいいんではないかという御意見はあったかと思えます。ですけど、土地を提供するからというお話はなかったふうに思いますので、この土地があるんだけどどうだろうかというお話がありましたけど、今考えているところとしましては、別の土地とかもありますんで、そういったことも含めて、その4月5日の運営委員会で御協議していきたいなというふうに思っています。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） そういった、地元と提供をしてもいいというのは連合自治会のほうで話があって、それを前回の私の一般質問のときに亀田総務課長が答えているわけです。今のところそういった目安がないのであれば、津波・高潮土砂災害にも遭わない土地買収だけは、町のほうとして、きちんと確保してもらえようをお願いしたいんですが、それはいいです。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、やはり計画実現するためには用地でございますので、用地確保ができるように、早急に進めてまいります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） それと、現在地の公民館ですいね、で、その隣には艇庫があります。そういったのは、今後、なら、新しく公民館ができた場合、今後どうされるのか。まあ、尾津中の集会所として使うのか、あるいは、艇庫は、あそこのところへ嵯峨音頭保存会の太鼓とか、いろんなものが入っております、その、麻里府地区の倉庫として使えるのか、そういったことをお聞きします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まだまったく決めておりませんが、まだ、すぐ壊して撤去するという必要性がある建物でもございませぬし、地区としてもいろいろ活用がされております。B&Gの艇庫もございませぬので、新しいところへ移転しましても、公共施設として、意味合いは変わるかも分かりませんが、管理をしていくという考えでおります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 先ほどの答弁では、支所機能を持つ公民館はやらないんだというように言われました。

私のほうとしては、公民館というより、交通の便の悪い麻里府地区には高齢者が多くて、支所の機

能を持つ複合施設が欲しいという要望を聞いております。そういったのを聞きましたら、すぐ私の頭に浮かんだのは、光市の室積の室積コミュニティセンター、あそこは出張所があります。支所があります。そういったのをイメージしてから、これから麻里府の公民館もそういった複合施設を含む施設にしたらいいんではないかというように思っているんですが、御検討願えますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 支所としての考えは、今、ございませんと申し上げましたが、基本的に田布施町が合併するとき、もともとの旧の田布施町、そして麻郷村、麻里府村、城南村、それぞれ4つのまちが合併して、この田布施町になったわけでございます。

今、田布施町としては、分室業務を行っておりますのが、城南、麻郷、麻里府は、普通の公民館とは違って、分室という位置づけもしてまいりました。

最近、インターネット等、また業務も変わってまいりまして、そういった意味合いも薄れておりますが、麻里府地区に支所を設けるのであれば、分室よりはランクが上でございますので、当然、戸籍、住民票、そういった業務も本庁と同じように取り扱わなければなりませんので、現在、本庁の状態から申し上げますと、まずは役割を特化して、本庁で全てのことをやっていくと。各公民館——コミュニティセンターというふうに名前を変えるかも分かりませんが、それは位置づけを変えてやっていかないと、室積とか、嵯峨とか、そういったことと同じようにしたいという気持ちもありますが、現実として、なかなか、こういうコンパクトな町で考えると、麻里府だけ支所を設けるとするのは難しいと、現時点では思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） この際だから要望として出しておきますが、麻里府地区は町内5地区の中で、先ほど言いましたように、高齢化率が50%を超えております。すごく高いです。医療施設も近くにはありません。麻里府にも麻郷にもありません。そういった現状から、介護施設の併設もどうかという思いがあるんですよ。だから支所だけじゃなくって、介護施設の、——全て、まあ、町の持ち出しにならないかも分かりませんが、国と県からうまいこと金を引き出してから、そういったこともできないか、検討できませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まだ、計画をスタートする時点で、あまり決め打ちはしたくございませんが、やはり、そういった介護・高齢者施設というのは、津波・高潮にも弱い方が住まわれますし、国道沿いの安全な地域に造るとはいえ、そういった災害時には非常に交通も混雑する、遮断されるところでございますので、私とすると、そういう介護施設等は、少し高台で、災害時にも十分な駐車場——災害に対応できる、ゆとりと申しましょうか、それを持ちながら運営をされるべきじゃないかなと、現時点では思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 公民館の問題は、麻里府公民館運営委員会のほうに提示するということですが、できればきちんとした担当者、——これまでも、旧麻里府小学校の跡地を考える会との協議をするといっても、それが全然進まないこうに終わっております。今回も、そういったところに提示するっということなんですが、きちんとした責任ある担当者をつけていただきたいと思います。麻郷小学校の放課後教室の成器塾、これを立ち上げるために、担当者が1年間ずうっとその準備会のために奔走して立ち上げることができました。麻里府の支え合い麻里府も、これも1年間ずうっと協議体をつくるために奔走して、で、こぎ着けました。ですから、今回の麻里府公民館の建設移転につきましても、きちんとした責任者が責任持ってやっていくっちゅうこと。そうしないと、また今までみたいに、できませんでしたっちゅうことで終わるんじゃないかと思っております。そういったのはこの場で確約できますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 確約と申し上げますか。

まず、公民館の話にしましても用地の確保がございます。あと、土地開発基金で取得いたします。その後、造成とか、それは、総務課の管財のほうで、公有財産ですから、当然取得して整備をしますが、ある時点から公民館の建設と、例えば、その事業に入っていくと、教育委員会のほうも入っていただいて、設計なりプランをつくっていく。そのときに、公民館運営委員会との話をするというときに、教育委員会だけじゃなくて町長部局も一緒になってやっていきますが、御承知のように、町の場合、部がございませんので、直接の総務課とか学校教育課とかしか組織がございませんので、今、副町長とも話をするんですが、どういうチームにするか、責任者を誰にして、予算的にどういふふうにするのか。ふれあいプラザのときも、もともと町有地でございましたけども、違う、いきいき館と交流館という、全く違う施設を造りましたけども、そういうふうと一緒に造っていて予算上分けるというような形で進まなきゃいけないので、議員おっしゃるように、責任者がちゃんとおってコントロールしていくということがスムーズな実施につながると思いますので、それは一生懸命対応させていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ちょっと時間が過ぎておりますんで、国木田独歩の件につきまして、今、詩碑の英語版ですいいね、そういったのをつくっておられる方がおられるんですいいね。これから先のことを考えたら、そういったのを設置するとか、あるいは、先ほどありましたが、ゆかりの地巡りのマップをつくってやっていきたいという思いもあるんですよ。そういったのはどうですか。お金のほうの支援はできますか。

○議長（松田規久夫議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 今議員さん言われた御指摘は、一応聞いております。先ほど教育長の答弁がありましたように、観光協会などにも話を持っていってございまして、あちらといろいろ協議をしながら、できるだけの支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） じゃ、次に、G I G Aスクールの件について。今現在の段階は先ほど聞きました。来年度も継続してやるんでしょうか。それとも、I C T支援員に代わって、そちらのほう为主体的にやるようになるんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 今考えておりますのは、来年度につきましては、I C T支援員ということで配備していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） そうすると、G I G Aスクールサポーターの役割はもう終わったということでもいいんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） ただいま、G I G Aスクールサポーター、各学校を回って指導のほうしていただいておりますが、サポーターについては基本的に初期対応というのが主な業務になります。I C T支援員については、その後の授業支援であったりとかっていう形が主な業務になってまいりますので、今の時点では、来年度からはI C T支援員で十分対応できるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） それと、複数の選択肢からというのがあったと思うんですが、G o o g l eとのG S u i t e f o r E d u c a t i o n、これは使用料は無料ですいいね。田布施が採用しているベネッセのミライシードの、この使用料は年間幾らになるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） おっしゃられるように、G o o g l eについては無償です。まだ、検討の段階ではあるんですけど、今考えているその御指摘の授業支援ソフトについては、今、1人当たり1,500円ということで考えております。

すいません、それともう一つ、G S u i t eについても、田布施町では一応使えるように、―― G S u i t e、無償の部分についても、今の有償の授業支援ソフトと併せて使えるように、準備を進めております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 予算の面もあるかと思うんですが、使い勝手とか汎用性の面で言えば、私のパソコンに詳しい知り合いが検索してみますと、そのヒット数が、G o o g l eのG S u i t e f o r E d u c a t i o n、これが3億1,400万件、ベネッセのミライシードだったら8万1,000件というように、格段に差があるみたいなんです。そうすると、どっちかというとG o o g l eのほうが群を抜いて、汎用性もあるし、その人が言うのには使い勝手もいいということなんですけど、この辺は、変えるとかなんとかちゅうのはできないんですか。

○議長（松田規久夫議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 先ほども申しましたように、田布施町については、G o o g l eのG S u i t eについては、もう一つの有償の授業支援ソフトと併せて使える状況になります。

G S u i t eのほうが多い理由として、やはり無償という部分があるかと思えます。

G S u i t eというのは、いわゆるマイクロソフトのエクセルとかワープロソフトとか、そういった形の単体のソフトになります。ある意味、何でも使えるんですけど、使い方についてはその人の資質によって差が出てきます。

田布施町が、その有償の授業支援ソフトをあえて入れることを決めた理由として、有償であることが、結局、ある程度パッケージ化されていて、使う方の資質によって、その子供たちの教育に差が出ないと、ある程度、一定の水準が保てるという部分を重視して、有償のソフトを入れることを決めました。

○議長（松田規久夫議員） 時間となりました。

○議員（9番 國本 悦郎議員） はい。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩とします。再開は、35分といたします。

午後2時25分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

○議長（松田規久夫議員） 日程第5、議案第3号令和3年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第21、議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてまで17件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました17議案の概要について御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、令和3年度の行財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大という、これまで経験したことのない社会・経済情勢の混乱と不安の中、コロナ禍の影響を受けている町内事業者や生活支援を必要とされる町民の皆様への支援策などを実施してまいりました。

新年度も感染状況や経済への影響を注意深く見守り、必要な対策を講じてまいる所存でございます。

また、来年度は、計画期間を令和7年度までとする「第6次田布施町総合計画」の初年度でございます。

「人口減少、少子化・超高齢化社会」「安全・安心への意識の高まり」といった時代の潮流を踏まえ、多様化する住民ニーズに対応した新しい「まちづくり」を進めてまいります。

それでは、本年度の主な重点施策を次期総合計画の基本計画に沿って御説明いたします。

まず1点目は、「子どもたちの未来が輝くまちづくり」でございます。

結婚・出産しやすい環境づくりとして、新婚世帯を支援する結婚新生活応援事業を実施いたします。また、子育て支援を充実させるため、子ども医療費助成事業の対象年齢を中学校3年生まで拡大いたします。

学校教育環境を充実させる施策といたしましては、学校施設のバリアフリー化を進める中で、障害のある生徒を含め、全ての生徒が安全かつ円滑な学校生活を送れる教育環境の実現を目指してまいります。

中学校校舎に新たにエレベーターを設置するとともに、スロープや段差解消機を整備いたします。

また、安全でおいしい給食を安定的に供給していくため、給食センターの調理等業務の一部を民間に委託いたします。

2点目は、「いのちと生活を守るまちづくり」でございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、ワクチン接種を可能な限り迅速かつ的確に実施いたします。

また、防災拠点として、現在の中央公民館跡地に田布施中央地域防災センターを整備いたします。

3点目は、「美しく暮らしやすいまちづくり」でございます。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、城南住宅の建替計画を開始いたします。

以上、次期総合計画に掲げる「～いのち育み 未来へつなぐ～笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施」に向けた「まちづくり」を着実に進めてまいる所存でございます。

議会におかれましては、新しい議会構成の下、今年度も力添え、御協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第3号、令和3年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は62億3,000万円で、前年度当初予算に比べ6.4%、3億7,500万円の増額でございます。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

町税は、新型コロナウイルス感染症の影響による町民税の減収等を見込み、前年度に比べ1億508万1,000円の減額となる16億3,564万6,000円を計上しております。

地方特例交付金は、固定資産税の軽減分が国から措置されるため、前年度に比べ1,600万円の増額となる3,000万円の計上でございます。

地方交付税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による町税の減収等に伴い、前年度に比べ6,000万円の増額となる20億3,500万円を計上しております。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や城南住宅建替事業などにより、前年度に比べ3億2,438万3,000円の増額となる9億4,111万円を計上いたしております。

寄附金は、ふるさと寄附金の受入れ増を見込み、前年度に比べ5,295万円の増額となる7,107万1,000円を計上いたしております。

繰入金は、城南住宅建替事業の財源として、公共施設整備基金からの繰入金を計上しておりますが、財政基金からの繰入れの減額により、繰入金全体としては、前年度に比べ4,800万円減額となる2,200万円の計上でございます。

諸収入は、7,517万8,000円の計上で、前年度に比べ2,290万2,000円の減額となっております。これは、前年度は、TAIKOスポーツセンター田布施のグラウンド夜間照明施設の全面改修に対して、日本スポーツ振興センターの助成金があったことなどによるものでございます。

町債は、地方財政計画による臨時財政対策債の増などにより、前年度に比べ8,760万円の増額となる4億7,170万円を計上いたしております。

それでは、次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

まず、一般職に係る給与費は、会計年度任用職員数の増加などにより、前年度に比べ3,705万8,000円増加して計上しております。

総務費につきましては、前年度は光ファイバー網整備事業や庁舎非常用発電設備整備事業などがあったことなどにより、前年度に比べ7,427万円の減額となる8億9,155万7,000円を計上いたしております。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより、前年度に比べ1億1,143万7,000円の増額となる5億3,841万4,000円の計上でございます。

農林水産業費につきましては、前年度に比べ6,119万4,000円の増額となる3億590万1,000円を計上いたしております。これは、ため池リスク除去事業の増額などによるものでございます。

商工費は、前年度に比べ2,140万円減額となる6,336万円の計上でございます。

土木費でございますが、城南住宅建替事業などにより、前年度に比べ2億5,248万1,000円の増額となる8億6,821万5,000円を計上しております。

消防費は、消防積載車更新事業や防火水槽整備事業などにより、前年度に比べ1,076万8,000円の増額となる2億9,809万1,000円を計上いたしております。

教育費については、中学校昇降機等整備事業などにより、前年度に比べ5,611万5,000円の増額となる5億8,257万1,000円を計上いたしております。

次に、議案第4号から第7号までは、特別会計の当初予算でございます。

まず、議案第4号の国民健康保険特別会計ですが、一般被保険者高額療養費の増による保険給付費の増額を見込んでいますが、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付分の減額等を見込み、

全体としては、前年度に比べ1,578万8,000円の減額となる18億6,380万5,000円の計上でございます。

次に、議案第5号の下水道事業特別会計でございます。

下水道整備費の増額などにより、前年度に比べ2,861万2,000円の増額となる8億8,563万4,000円を計上いたしております。

本年度の管渠整備事業は、汚水については、高塔・助政地区など、雨水については、中央雨水1号幹線、平田川排水区等を予定をいたしております。

また、令和5年度からの公営企業法適用化に向け、引き続き取り組んでまいるところでございます。

議案第6号は介護保険特別会計でございます。介護給付費の減額等により、前年度に比べ5,237万7,000円の減額となる15億8,323万円の計上でございます。

このたび、各サービスの今後の見込みを推計し、次期介護保険事業計画を策定いたしましたので、3月1日の全員協議会で配付させていただきましたが、この計画に基づき各サービス事業費を計上しております。

また、介護保険料につきましては基金を繰り入れることにより減額改定を行うこととしております。

議案第7号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の減額等により、前年度に比べ341万2,000円の減額となる3億938万円を計上いたしております。

議案第8号から12号までは、令和2年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上などにより所要の補正を行うものでございます。

まず、議案第8号は一般会計補正予算で、1億6,435万2,000円を減額補正し、予算総額を80億2,522万2,000円とするものでございます。

なお、全体の収支調整などとして、財政基金からの繰入金を5,698万7,000円減額いたしております。

まず、歳入でございますが、町税は個人町民税等が増収見込みとなりましたが、法人町民税の減収見込み等により、全体としては小規模な減額補正といたしております。

地方譲与税や各種交付金につきましては、収入見込みによる補正でございます。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金や児童手当交付金の確定見込みなどにより、3,934万8,000円の減額補正でございます。

寄附金は、ふるさと寄附金の受入れ増を見込み、1,187万8,000円の増額補正といたしております。

諸収入につきましては、ボートレースチケットショップオラレ田布施に係る周南市事務協力金の収入見込み等により、1,330万8,000円の減額補正であります。

町債は、光ファイバー網整備事業費や公共土木施設災害復旧事業費の減収見込み等により、地域情報通信基盤整備事業債や災害復旧事業債を減額するなど、6,150万円の減額補正でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金の減収等に伴う減収補填債を追加で計上いたしております。

次に、歳出でございます。

まず、総務費につきましては、光ファイバー網整備事業費の減収見込み等により、4,046万8,000円の減額補正でございます。なお、新型コロナ地域支援対策費として、公立保育園環境衛生整備事業費及び庁舎等環境衛生整備事業費を増額計上いたしております。

民生費は、新制度幼稚園等の施設型給付費の減収見込み等により、3,669万円の減額補正でございます。

衛生費は、予防接種事業費の減収見込み等により、1,012万2,000円の減額補正でございます。

土木費につきましては、城南住宅建替事業費の減額見込み等により、1,716万2,000円の減額補正でございます。

教育費は、学校ICT整備事業費の減額見込み等により、2,178万4,000円の減額補正でございます。

災害復旧費につきましても、公共土木施設災害復旧事業費の減額見込み等により、2,621万9,000円の減額補正でございます。

議案第9号から第12号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み増に伴い所要の補正を行うものでございます。

なお、繰越明許費を計上しておりますので、併せて御説明を申し上げます。

まず、一般会計の繰越明許費でございますが、池沼埋立事業500万円、田布施中央地域防災センター基本設計等事業費500万5,000円など24事業、合わせて3億2,449万6,000円を計上いたしております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業2,846万7,000円を計上しております。

以上が、予算関係の議案であり、引き続き、条例その他の案件について御説明を申し上げます。

まず、議案第13号は、田布施町総合計画策定条例第5条の規定により、次期総合計画である第6次田布施町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

これは、本町の特別職非常勤職員である学校薬剤師の報酬について、業務に準拠した適正額への改定、及び「田布施町史 平成版」の編集長を、本町の特別職非常勤職員として新たに任用することに伴い、その報酬に関する規定を整備をするものでございます。

議案第15号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

TAIKOスポーツセンター田布施のグラウンド夜間照明を水銀灯からLED投光器に取り替えた改修工事により、電気料金の減少が見込まれることから、利用者の照明使用料の負担軽減を行うものでございます。

議案第16号は、田布施町地域活性化基金条例の廃止についてでございます。

本案は、平成22年度の国の臨時交付金を特定の目的に積み立てるため設置していた基金であり、基金に属する現金を、本条例第6条の規定に基づき、既に全部処分いたしております。現在は、地域活性化に資する現金は、財政基金へ積み立てることとしておりますので、このたび基金を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第17号、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が定められたため、町の国民健康保険条例においても定義を改めるものでございます。今回の定義の改正により新型コロナウイルス感染症の範囲が変わるものではございません。

議案第18号は、田布施町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

介護保険制度では、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画において3年間に必要となる介護給付費を見込み、所得段階別に第1号被保険者の介護保険料を設定することとされております。

これまで、第7期計画に基づき介護保険事業の運営を行ってまいりましたが、第8期となる令和3年度から令和5年度までの3か年において、本町の介護保険事業が円滑に運営できるよう介護保険料を改定するものでございます。

また、低所得者の保険料軽減措置につきましては、令和3年度以降におきましても国の予算措置が見込まれることなどから、国の基準に従い軽減措置を講ずるものでございます。

議案第19号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事

務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正理由は、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、令和3年3月31日限り、宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、関連する非常勤職員公務災害補償関係事務、公平委員会関係事務及び行政不服審査に係る諮問機関関係事務を共同処理する構成団体への変更を行うものでございます。

以上、ここまで御提案いたしました議案17件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第3号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質疑というよりは要望なんですけど、先日の全員協議会でも触れましたが、固定資産税の収入が大幅に落ち込んでいます。

今回の固定資産税の見直しによるもの以外の要因もあると思いますが、これまで町長も問題があったと答弁している、長年検討中で補正しなかった間口と奥行き補正による額が大きいのではないかと思います。

間口と奥行き補正による額とその他の額に分けて、予算委員会での口頭説明ではなく、きちんとした補足資料として、10日の予算特別委員会にその内訳を提出していただきたいと思います。

併せて、今回の見直しにより判明した固定資産税を過大徴収された可能性のある間口や奥行き等の条件が悪い宅地である、一つには、間口距離が8メートル未満の宅地、二つ目には奥行きが36メートルを超える宅地、三つ目には奥行き距離が間口距離の4倍以上である宅地、それがそれぞれ何件あったかも提出していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 予算審査特別委員会の中で、できる限り資料は提出したいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 執行部のほうから資料をできる限り提供するということがありましたんで、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 第6次田布施町総合計画を策定するに当たっては、これからの人口ビジョンはもちろんです、それを実施するにはその間の財政計画も必要不可欠じゃないかと思えます。でないと、計画倒れになってしまいます。

今回の総合計画策定にあたって作ったであろう5年間の財政計画を、審査する総務文教委員会に、できましたら提出していただきたいと思えます。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 5年間の財政収支計画、実施計画の中で反映していくものですが、議員さん言われるようにその5年間の収支見通しについては、予算編成方針の説明資料の中に12月議会でお渡ししておりますので、そちらを参考にいただければと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今申ししたのは、5年間の計画をお渡ししていると思えますけれども、今回新たに作った6次計画を基にというのはございませぬので、今までの5次と、5次計画であった継続で5年間の財政収支を皆様のほうにお渡しをしていますので、その辺は御理解のほどをお願いいたします。6次が新たになると、6次を基にしてまた新たに作成をしていきますけれども、それは今後の話なんで、皆さんにお渡ししているのは、今までの継続の中で、5次を中心とした中で、5年間の財政計画は既にお渡しをしているということでございませぬ。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） そうすると6次については、今後いつぐらいにそういったのは策定できますか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 計画は、何回も言いますが、基本計画を基に、一番基に実際に動いていくのは実施計画を作成していきますので、実施計画は3年間のローリングで策定していきますので、その中で予算として反映していきますから、一度に5年間の予算が反映するというものではございませぬ。3年間のローリングの中で、実施計画の中で、基本計画を踏まえて実際にやる計画を優先順位をつけてやっていきますので、その中に予算として反映していくということになりますので、その辺の御理解のほうをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑ありますか。

この基本構想及び基本計画は、経済厚生も予備審査、総務が主管の審査という形になってますんで、こちらのほうで十分討議してもらったらと思えます。

次に行きます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

それでは、議員控室にて予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

終わり次第、議事堂にお集まりください。

休憩とします。

午後3時06分休憩

.....

午後3時13分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に神田栄治議員が選任されましたので御報告いたします。

次に、議案第8号から議案第19号までの12件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

議長に就任しまして初めての定例会です。皆様の協力に感謝いたします。これからも、議長の重責

を精いっぱい果たしていきますので、協力よろしくお願いします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(ベル)

午後3時15分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 西本 篤史

署名議員 伊村 渉

令和3年 第2回(定例)田布施町議会会議録(第2日)

令和3年3月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
令和3年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
令和3年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号
令和2年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第9号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号
令和2年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第12号
令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第13号
田布施町基本構想及び基本計画の策定について (委員長報告)
- 日程第13 議案第14号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第14 議案第15号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第15 議案第16号
田布施町地域活性化基金条例の廃止について (委員長報告)

- 日程第16 議案第17号
田布施町国民健康保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第17 議案第18号
田布施町介護保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第18 議案第19号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第19 議案第20号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第20 議案第21号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第21 議案第22号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第22 議案第23号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第23 議案第24号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第24 閉会中の継続調査(特定事件)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
令和3年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
令和3年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号
令和2年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第9号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について (委員長報告)
- 日程第9 議案第10号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)
- 日程第10 議案第11号
令和2年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号
令和 2 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号
田布施町基本構想及び基本計画の策定について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号
田布施町地域活性化基金条例の廃止について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号
田布施町国民健康保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号
田布施町介護保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務
の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号
情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 2 4 閉会中の継続調査（特定事件）について

出席議員（12名）

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	涉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	10 番	高月	義夫議員
11 番	神田	栄治議員	12 番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 森本 充君 書記 有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	健康保険課主幹	山本むつみ君

午前9時00分開議

（ベル）

- 議長（松田規久夫議員） これから本日の会議を開きます。コロナウイルス感染防止のため50分に1回程度10分間の休憩換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員を指名します。
会議録署名議員は、会計規則第120条の規定により、谷村善彦議員、南一成議員を指名します。
-

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

- 議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第3号令和3年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について、5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（西本 篤史議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月10日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告のとおり、議案第3号から議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第3号令和3年度田布施町一般会計予算議定について採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和3年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号令和3年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

○議長（松田規久夫議員） 日程第7、議案第8号令和2年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定についてから、日程第18、議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、12件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、議案第13号から議案第16号及び議案第19号の議案6件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告のとおり、議案第8号、議案第14号から議案第16号及び議案第19号は全会一致、議案第13号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号から議案第13号及び議案第17号、議案第18号の議案8件について、3月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案8件について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、8議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。議案第8号から議案第19号まで、討論はありませんか。國本議員。議案第13号の基本構想の反対討論ですね。それではどうぞ。

○議員（9番 國本 悦郎議員） このたびの基本構想及び基本計画の策定に反対の立場から討論に参加します。

今回提示された第6次田布施町総合計画は、まちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期展望を持った計画的かつ効率的な行政運営の指針が盛り込まれているはずで。

しかし、そのまちづくりの最上位に位置づけられている令和3年度から7年度までの5か年計画が、コロナ禍でこの1年間振り回され、まだ収束のめども立っていない前の段階での住民へのアンケート調査を基に作成されています。

今回のパブリックコメントにも書きましたが、この住民アンケートを取った後、1年たった今も収束しないコロナ禍で、国民の生活様式や勤務形態、国の前倒しの予算化による高速通信網の整備、学校では端末機の整備など、この1年で大きく様変わりしています。だから、その後の新しい視点から計画を練り直す必要があるのではないかと私は思っています。

今回、基本構想や基本計画を見ますと、アンケート後の空白を埋めるため1年間町の職員が広く多

くの町民から実情を聞き出し、それを反映しているようには見受けられません。

今回このような基本構想や基本計画を策定するだけでなく、いろんな施策を進めていく場合には、アンケートだけではなく、町の職員が広く多くの町民から実情を聞き出して、それを反映させ、職員と住民が心を通わせたまちづくりを進めていく必要があるように私は思っています。

これまで、麻里府地区では振興策等いろんなことが頓挫してきたのは、職員が住民の中に入って気分や感情を共有しようとしないう、それが一番欠けていたからだと思っています。そういった愚は繰り返したくありません。

田布施町には他の市町と比べるとアピールできる点が幾らでもあります。法人化しなくても有機農業で食える農業をしている専業農家、自分のつけた値段で売れるよう食える漁業をし、若い漁業研修生を育成している漁業従事者、田布施町全体を公園に見立てて桜の無償配布をしているNPO法人、荒廃した荒地を開墾し、花木や果樹を植えて里山再生しているボランティア等々、そういった人たちの実情を住民の中に入って把握し、構想や計画に反映してほしいと思っています。観光面でも通過型観光から滞在型観光への移行は、これまで何度も提案し続けてきましたが、ぜひ進めてほしい課題です。

高齢者対策を含む住みよいまちづくりでも、今、私の住んでいる魅力ある中郷づくり委員会方式、協議体である支えあいまりふに広げていったように、それを全町に広げてほしいという思いもあります。どこを見てもそういったケースがありません。

新たにこれから5か年計画を出すわけですから、このままの構想や計画で推し進めるのではなく、コロナ禍が収束していない現状を踏まえ、もっと田布施町がアピールできる内容を吟味して入れ、計画を練り直す必要があるように思っています。

さらに、私は、コロナ禍で振り回されている今、逆にピンチを田布施町の強みを生かしチャンスに変えるいい機会であるとも思っています。

私はこのたびの町議選の公約の一つに、二代表制の堅持を入れていました。議会は町民目線で行政を厳しくチェックするという大きな役割があります。これから、実施計画に移行していくこととなりますが、今後行政は住民の意向を十分に酌み、住民とともにまちづくりを進めてほしい思いを込め、一石を投じる意味から、あえてこのたびは反対の立場で発言しました。よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 賛成討論でよろしいですか。

○議長（松田規久夫議員） どうぞ。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは賛成討論の立場でちょっと御発言いたします。

このたびの基本計画、以前は10年計画でございましたけども、今回は5年計画になっております。というのは、流れゆく時代の中で、刻々と変わる情勢に応じて10年から5年にされたものであり、これは当然のことだと思っております。

また、この件に関して、今まで検討委員会、2年、3年前からずっと検討してまいりました。私も参加しておりましたけども、たくさんの町民の方、また執行部の方、この方が皆いろいろ議論されて決まった結果でございます。ワールドカフェ方式とか、また島根から大学教授を呼んでいろんな御意見を聞いて、その結果、決まったことでございます。

また、これから変わりゆく事情に応じて、あくまで基本計画、計画であって、途中で時代が変わればそのときにまた変更とか、意見交換できると思っていますので、この基本計画は賛成の立場でお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和2年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号令和2年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号令和2年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号田布施町基本構想及び基本計画の策定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

議案第16号田布施町地域活性化基金条例の廃止についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号田布施町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第20号

○議長（松田規久夫議員） 日程第19、議案第20号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは提案理由を申し上げます。

本日御提出いたしました議案第20号から第24号までの5件は、本年3月末をもって任期満了となる田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について、田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第20号でございますが、本町顧問弁護士の中坪清氏を引き続き同審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 審査会経歴を見ますと平成13年からやっております。一応20年経過しているんじゃないかと思えます。

委員の任期について上限はないかということと、それから中坪さんは顧問弁護士ですいいね。顧問弁護士が入らないといけないということはあるんでしょうか。その2件についてを。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 全国各地全自治体でこういう条例、審査会を持っておりませんが、議決により委員を決めるというのは、全国的にも本町ぐらいではないかなというふうに考えます。

それはこの条例をつくる時、まず情報公開の条例を議会のほうに御提案いたしました。そのとき

に当時の高川議員さんが、個人情報保護もセットでやってほしいということがございました。そしていろいろ1年かけて審議する中で、議会のほうから、ぜひ大切なことだから議決事項にしてほしいということがございました。国の法律ではそれは求めておりません。町長の任命ということで決められておりますが、こういう条例に基づく議決事項となったわけでございます。

そういう中で条例をつくりましたが、委員の任期について上限はございません。そもそもこういう法律に基づく、また条例に基づく個人情報・情報公開というのは、やはりいろんな法律関係に関係いたしますもんですから、町のいろんな事業をやっております関係で、個人情報の保護についても顧問弁護士さんに入っていただくということで、当初からお願いをいたしております。できた当時から中坪さんに委員長ということでお願いしておりますので、私としては適任ということで考えております。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第21号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第20、議案第21号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 続きまして、議案第21号は、山口県立大学社会福祉学部教授の藪本知二氏を引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命するものでございます。議会の同意をお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） この方も18年勤めておられますよね。それと、学識経験者というのは、この中に入れないといけないんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然、こういう専門的な部会でございますので、学識経験というのは必要と考えております。特にこういう個人情報・情報公開というのは、全国的に国の法律よりも先行して自治体のほうがつくってきたという経緯がございます。

本町の場合、山口市の先行した事例を参考にさせていただいて策定したという経緯がございます。それに関わっておられました山口県立大学の知二さんにずっとお願いをいたしておりますので、本町としては適任と考えております。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第22号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第21、議案第22号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 引き続きまして、同じく議案第22号は、民生児童委員でございます塩田和子さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 2. 議案第 2 3 号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第 2 2、議案第 2 3 号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 引き続き、議案第 2 3 号は、税理士の田中孝道氏を引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 3. 議案第 2 4 号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第 2 3、議案第 2 4 号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 最後に、議案第 2 4 号は、現在西田布施公民館主事の山根和美さんを新たに田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員として任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 0 号から議案第 2 4 号までは、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 0 号から議案第 2 4 号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 2 0 号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第 2 0 号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 0 号は同意することに決定しました。

これから、議案第 2 1 号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は同意することに決定しました。

これから、議案第22号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第22号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は同意することに決定しました。

これから、議案第23号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

これから、議案第24号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第24号情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は同意することに決定しました。

日程第24. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第24、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会広報委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和3年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)
午前9時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 谷村 善彦

署名議員 南 一成